

企画総務委員会

令和7年3月25日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

送付7-9 路上喫煙の取り締まり強化を求める陳情

2 報告事項

【地域振興部】

(1) 令和6年度町会長および婦人・女性部長研修会、青年部意見交換会について 【資料】

(2) 北の丸公園における観光事業等の報告について 【資料】

(3) 防犯カメラの新設及び更新に係る補助の見直しについて 【資料】

(4) 内幸町ホール改修工事閉館中の対応について 【資料】

(5) 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の策定について 【資料】

(6) 新スポーツセンター基本構想について 【資料】

【政策経営部】

(1) 組織変革の取組みについて 【資料】

(2) 千代田区災害対策事業計画の改定について 【資料】

(3) 総合防災情報システムの構築・運用について 【資料】

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

企画総務委員会 送付7-9

路上喫煙の取り締まり強化を求める陳情

受付年月日 令和7年3月6日

陳情者 提出者 1名

2025年3月4日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

氏名

住所

TEL :

路上喫煙の取り締まり強化を求める陳情

記

千代田区は、平成14年10月に全国で初めて、路上喫煙等を禁止し、違反行為に対して罰則を科す『安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例』を制定しました。また、令和6年11月からは、紙巻きたばこに加え、加熱式たばこも対象に加えています。

私は千代田区に通勤し始めて3年、居住して2年が経過しました。しかし、2024年初頭頃から、秋葉原・神田駅周辺において、ゴミのポイ捨て、路上喫煙、客引きが顕著に増加し、体感治安が大幅に悪化したと感じています。実際に、X（旧Twitter）で「秋葉原 治安」などのキーワードで検索すると、秋葉原の治安悪化について言及する投稿が多数見受けられ、多くの方が現在に至るまで治安の悪化や居心地の悪さを感じていることがうかがえます。

特に路上喫煙の問題は深刻であり、例えば、万世橋出張所裏にある佐久間橋児童遊園では、夜間や休日に喫煙者や飲酒をする人々が集まり、児童遊園とは到底呼べない状況となっています。先日、平日夜8時過ぎに千代田区から委託された警備会社の方に「佐久間橋児童遊園で喫煙している人々を取り締まってほしい」と依頼しましたが、「先ほど4人ほどに口頭で注意をしましたが、過料を科すことができるのは黄色いジャンパーを着用した警察OBの方々だけで、その方々は日中しか活動していない」との回答をいただきました。その直後に現場を確認したところ、3~4人が喫煙しており、「路上喫煙禁止」と知りながら喫煙をしている状況でした。このことから、口頭での注意のみでは十分な抑止力がなく、実効性が欠けていることを改めて認識しました。

後日、千代田区の地域振興部安全生活課安全生活係に確認したところ、「平日・休日の日中のみ過料の取り締まりを実施しており、夜間の取り締まりをすぐに実施するのは難しい」との回答をいただきました。

また、千代田区では「千代田区には公園がたくさんある」と広報していますが、実際には少くない公園には普段ホームレスの方や喫煙者がおり、子どもが安心して遊べる環境が十分に確保されているとは言い難い状況です。このような現状が改善されない限り、公園としての適正な利用が困難であり、場合によっては喫煙所としての用途変更も検討すべきではないかと考えます。

さらに、路上喫煙の取り締まりについて、千代田区は「適切に取り締まりを行っている」と発信していますが、実際には日中のみの取り締まりにとどまっており、朝の通勤・通学時間帯や夜間の仕事終わり・塾帰りの時間帯には十分な取り締まりが行われていません。また、公道に面するビルや駐車場などの他人の敷地内に勝手に入り込んでの喫煙については、私有地であるため取り締まりの対象外となっています。このため、区民の実感と行政の認識には大きな乖離が生じていると考えます。

加えて、路上喫煙に対する過料についても、条例制定時には環境美化・浄化推進モデル地区において「過料（2万円以下）、改善命令違反の場合は罰金（5万円以下）」と規定され



ていますが、制定から23年が経過した現在も過料は2,000円で据え置きとなっています。結局のところ、多くの路上喫煙者は条例の抜け穴を見つけ出しており、今の運用では抑止力が不十分であり、現状に即した見直しが必要ではないかと考えます。

つきましては、以下の事項について陳情いたします。

1. 午前7時から午後10時まで、路上喫煙に対する過料の取り締まりを実施すること。
2. 公道から7メートル※ 以内の私有地における喫煙についても、喫煙者が当該私有地との関係性を証明できない場合は、路上喫煙として過料の適用対象とすること。
3. 現在2,000円となっている過料の額を増額し、罰金も適用すること。

※ 無風状態の屋外で喫煙者一人の場合、そのたばこの煙の臭いと発がん物質は、最低でも半径7メートルまで届くと言われています。

(参考)

千代田区「千代田区生活環境条例」

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/jore.html>)

千代田区「生活環境条例 路上禁煙地区、環境美化・浄化推進モデル地区」

(URL: <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/bika/index.html>)

千代田区「施設管理者のみなさまへ 屋外における受動喫煙防止にご協力をお願いします」

(チラシ同封)

以上

屋外に
おける

施設管理者のみなさまへ

受動喫煙防止に ご協力をお願いします

「たばこの煙を吸わされて困っている」
と多くのご相談が
寄せられています。



喫煙場所を設置する場合は、配慮義務があります

2020年4月に全面施行された改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例は、多数の者が集まる施設屋内における喫煙規制であり、屋外については規制がありません。

しかし、施設管理者には、屋外であっても喫煙場所を設置するときは、「周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない」と法律で義務付けられています。

その煙がどこへ行くか、 周囲への配慮をお願いします

たとえ敷地内に灰皿を設置していても、道路に面した場所などでは、人が通行する方向に煙が流れていく可能性が極めて高くなります。

このような場合は、区では「望まない受動喫煙」の恐れがあるとして、灰皿の移動や撤去をお願いしています。

灰皿の設置場所について、具体的に✓してみてください

- 建物の出入口付近に設置していませんか？
- 人通りの多い場所ではありませんか？
- 周囲に人が集まる場所ではありませんか？
- 喫煙場所の上や煙が流れる方向に、近隣の窓などがありませんか？
- 子どもや妊婦、病院の患者さんが多く通行する場所ではありませんか？
- 道路上ではありませんか？



Q&A

Q1

なぜ配慮が必要なのですか？

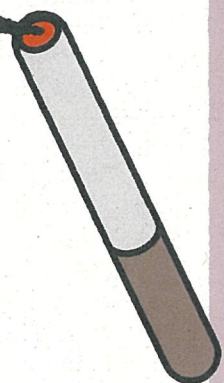
たばこの煙には、本人が吸う「主流煙」と、たばこの先からたちのぼる「副流煙」とがあり、煙に含まれる有害物質の量は、主流煙より副流煙のほうが数倍から数十倍も多いことがわかっています。

受動喫煙による年間死亡者数は、推定約1万5,000人と言われており、様々な健康への悪影響を及ぼすことが明らかになっています。子どもや妊婦は、受動喫煙による健康影響を特に受けやすく、とりわけ配慮が必要です。

Q2

配慮義務に罰則はありますか？

ありません。



Q3

どこでたばこを吸うことができるのですか？

屋外（一部の施設の敷地内を除く）、私的な利用空間であるホテルの客室、人の居住する場所は、法律や都条例による規制はありません。また、喫煙専用室等が設置されている施設や飲食店には、喫煙できる場所があるかどうかを判別するための標識が掲示されていますので、ご確認ください。

なお、喫煙できる場所であっても、法律により、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮する義務があります。

Q4

路上での喫煙についてはどのようなルールがありますか？

千代田区生活環境条例で、皇居を除く千代田区内全域が路上禁煙地区となっています。

路上禁煙地区で喫煙または吸い殻をポイ捨てした場合は、2,000円の過料処分の対象となります。

Q5 屋外でも受動喫煙防止対策が必要ですか？

わずかな煙成分にも反応する喘息患者さんなどいらっしゃいますので、屋外でも受動喫煙対策は必要です。

無風状態の屋外で喫煙者一人の場合、そのたばこの煙の臭いと発がん物質は、最低でも半径7メートルまで届くと言われています。

お問い合わせ



千代田区
Chiyoda City

受動喫煙防止対策について
受動喫煙防止相談窓口

路上喫煙・ポイ捨て防止について
地域振興部安全生活課

03-5211-3669

千代田区 受動喫煙

03-5211-4252



令和6年度 全町会長研修会、全町会婦人・女性部長研修会、 青年部意見交換・交流会について

1 全町会長研修会

(1) 概要

- 目的 地域の振興に寄与する活動に尽力されている町会長が一堂に会し、様々な事象について知見を深めるとともに相互の交流を図る。
- ①日時 令和6年11月30日(土)10:30～
- ②会場 ホテルメトロポリタンエドモント
- ③参加者 町会長133名(令和5・6年度退任町会長含む)
- ④テーマ 「町会とエリアマネジメントの新たな取組の可能性」(トークセッション)
- ⑤講師 東京都市大学都市生活学部准教授 中島 伸 氏
中央区日本橋五の部連合町会会長 高橋 伸治 氏
一般社団法人日本橋エリアマネジメント事務局

(2) 主な意見等

①テーマに対する意見

- ・エリアマネジメントできれば、町会運営が変化する可能性を感じた。課題は、どのようにエリアマネジメントを進めるか。
- ・千代田区は麴町と神田が合併してできた区であり、千代田区百余の町会全て異なった環境にあるため、これという良い方法を見出すことは難しいと思う。
- ・タウンマネジメントの会社もまずは財政基盤の確立が必要で、スポンサーが必要。
- ・再開発でハコモノだけのまちづくりにはしたくない。

②困っていること

- ・昔はその土地で商売をしていた人が多かったが、マンション・オフィスが増えた現在ではなかなか町会に入ってもらえないという課題がある。
- ・町会には加入しても、実際の活動には参加しない人が多く「その地域が好きだから」という理由で引っ越してくる人はほとんどいない。
- ・賃貸・分譲マンションの住民入れ替えが激しく、定着しない。昔から住んでいる人は「神田の空気」を会得しているが、入れ替えが激しいと神田の文化の継承が難しく、町会運営をしにくく感じる。

③区への意見

- ・町会加入への特典など具体的な解決策を提示してもらえないか。

2 全町会婦人・女性部長研修会

(1) 概要

○目的 地域の振興に寄与する町会の活動に尽力されている婦人・女性部長が一堂に会し、様々な事象について知見を深めるとともに相互の交流を図る

①日時 令和6年9月28日(土) 9:30~

②会場 ホテルニューオータニ

③参加者 各町会婦人・女性部長87名

④テーマ 第一部 講演「町会加入促進について」

テーブルごとのグループディスカッション

講師：移動式あそび場全国ネットワーク代表 星野 諭 氏

第二部「気象・防災情報の見方と使い方」

講師：気象予報士・防災士・気象防災アドバイザー 平井信行 氏

(2) 主な意見等

①テーマに対する意見

・特になし

②困っていること

・町会の世帯が少なく子どもがひとりもいない。人も少ないのでイベントができない。企業を巻き込むにはどうすれば良いか。

・イベントに参加する人は多いが、そこから町会加入に繋げるにはどうすれば良いか。

②区への意見

・町会に加入してもらうために、その地域ごとのやり方があると思う。地区ごとの相談に乗ってほしい。

(3) その他

本件研修会実施後、講師（星野氏）と調整し、町会加入促進を目的に「子供も大人も楽しく学ぶ防災活動」といったイベントが実施した町会がある。本件はコミュニティ活動事業助成を活用している。

3 町会青年部の方との意見交換・交流会（試行実施）

(1) 概要

- 目的 日頃の町会運営やイベントにおいて実働的な役割を担う中堅世代から、地域活動に関する意見を聞くことにより、区の今後の町会等支援に向けた検討の一助とするとともに、地域を超えた交流の促進と相互の情報交換・共有の場とする。
- ①日時 令和6年12月19日（木）18：00～
- ②会場 区内レンタルスペース
- ③参加者 各連合町会長からの推薦者いただいた連合青年部または連合町会のイベント等で中心的に活動されている方（各連合より2名程度）
- ④テーマ 「町会・連合町会の持続可能性と活動の活性化に向けて、いま、必要なことは」
- ◆参加者による町会活動の紹介
 - ◆意見交換会

(2) 主な意見等

①困っていること

- ・若年層(20・30代)が少ない。役員やリーダーを担う人材が減少、高齢化している。
- ・イベントを実施すれば参加者は多いが、町会加入に繋がっていない。
- ・古くから住む人との意見の違いや、マンション住民との感覚の違いなどがある。
- ・相続、物価、賃料等の理由により、住み続けることが難しい地域である。
- ・連絡手段が難しい。回覧板よりもLINEが便利だが、高齢者は使いこなせない。
- ・個人だけでなく、宗教行事等を理由に法人の加入も減ってきている。

②区に求めること

- ・町会の位置づけ（区とは別組織であること）、町会活動の重要性、町会役員を担うことのメリット、イベント時のボランティア紹介等々の情報発信、窓口の設置などを区で担ってほしい。
- ・他町会・他連合町会などとなるべく若い世代の交流の場や、課題・成功事例集等を共有化し、区全体の地域活動を盛り上げていく支援や取組をしてほしい。
- ・コロナ禍で疎遠になってしまった教育機関に、地域活動に参加してほしい。
- ・区民住宅の入居者は町会加入を必須条件にする、または地域の活動に積極的・協力的な人を優先的に入居させる制度にしてほしい。
- ・地域活動に積極的に参加している人が区からも地域からもサポートを受けられるようにしてほしい。
- ・助成金・補助金については、実態に則した形にしてほしい。例えばデジタル支援では物（ハードウェア）だけでなくGoogleドライブなど月額課金サービスも可とするなど。

北の丸公園における観光事業等の報告について

1 インバウンド向け特別体験ツアー

(1) 事業名
Special experience “The Heart” of Tokyo (東京の中心で特別な体験を)

(2) 開催日
令和6年11月20日(水)、21日(木) 2日間

(3) 主催及び役割
千代田区観光協会：事業運営、観光庁補助金関係業務 他
環境省：会場管理 他
千代田区：官公庁手続き、関係各所調整 他

(4) 実施概要と参加状況

販売の種類	体験の種類	金額	定員	参加者数
フルパック(ランチ)	① 野点(雨天のため変更) ② 浮世絵鑑賞(旧近衛師団司令部庁舎) ③ 粋な創作料理体験	10万円	販売中止	
フルパック(ディナー)			100人	67人
ライトパック	① 野点(雨天のため変更) ② 浮世絵鑑賞(旧近衛師団司令部庁舎)	2万円	360人	44人
		計	460人	111人

(5) 参加者について

- ・ 国籍は、中国や台湾を中心としたアジア諸国が中心であった
- ・ 女性が多く、30歳代以上が多くを占めていた
- ・ 浮世絵を含めた日本文化に対する興味が高かった
- ・ 料理体験参加者は、屋内(20日九段会館テラス)より北の丸公園芝生広場(21日)の方が満足の声が高く、北の丸公園のベニューとしての価値が確認できた

(6) 収支

総支出額：94,704,316円

総収入額：86,020,000円(観光庁補助8千万円、参加費602万円)

不足額：8,684,316円

※ 不足額は、令和6年度区補助金と観光協会が負担

(7) 実施にあたって

- ・ 観光庁補助金の活用にあたっては、実施が確定するまでの間に多くの時間と手間を要し、十分な募集期間が確保できなかった。
- ・ 開催日の天気が11月としては40年ぶりの急な冷え込みと雨になる予報が10日前から発表されたことを受け、申し込みが伸び悩んだ
- ・ フルパックについては「ランチ」の販売を中止しコストを抑え、インバウンド限定を解除するとともに、「早期申込」「協会会員申込」価格を設定して1人でも多い集客に努めた
- ・ 結果として、目標（定員に対する参加者数及び収入が約4割）に達しなかった
- ・ 屋外で提供するための衛生面の確保（給排水設備の設置・撤去）に想定以上の費用を要した
- ・ 荒天の対応（九段会館テラスの2日間借り上げ、パラソルヒーターの設置、セレモニーと食事会場の変更・運搬・送迎、野点会場の変更ほか）に想定外の費用を要した
- ・ 千代田区観光協会は、環境省、東京国立近代美術館（旧近衛師団司令部庁舎所管）との連携、文化財を活用した観光展示、区内商店等と連携したコンテンツ造成を実現した。

(8) 実施の様子

(写真提供：千代田区観光協会)

① 野点から雨天のため旧近衛師団司令部庁舎内に変更



② 浮世絵鑑賞、摺師実演、出張出店



③ 粋な創作料理体験（九段会館テラス、北の丸公園会場）



2 幼児を持つ保護者を対象とした回遊調査

(1) 実施形態

移動式子どもの遊び場に来場する保護者にアンケートを依頼

(2) 実施日

令和6年12月14日、令和7年1月11日、25日、2月8日、22日、3月8日の全6回。※2月22日は、雨天のため途中終了

(3) 実施場所

北の丸公園 見本園（科学技術館の前）

(4) 参加者数

544人（全6回に参加した親子の総数）

(5) アンケート結果（回答総数31件）

① 参加児童の年齢

4歳以上：71% 2～3歳：23% 0～1歳：6%

② 参加者の居住地

千代田区内：60% 23区内：27% その他の都内：0% 都外：13%

③ 参加のきっかけとなった情報（最も近いもの1つ）

広報千代田：22.6% 友人や家族から：22.6% ポスター：16.1%
区民ポータル：6.5% 区SNS：0%

④ 参加しようと思った理由（最も近いもの1つ）

家が近い：43% 子どもに移動式子どもの遊び場がぴったり：23%
公園の環境が好き：13% 玩具の素材に興味：10%

⑤ 子どもを遊ばせたいと思う環境（最も近いもの1つ）

自然がある：	46.7%	自身もリラックス：	16.7%
自然素材玩具：	16.7%	身近な場所	：13.3%
トイレが近い：	3.3%	ボール遊び可	：3.3%
軽い軽食可：	0%	その他	：0%

⑥ 滞在予定時間

30分～1時間：	38.7%	1時間以上：	38.7%	30分未満：	9.7%
決めていない：	12.9%				

⑦ 参加の前・後で立ち寄った場所（複数回答可）

美術館・科学技術館：	15人	生活用品の買い物：	9人	趣味の買い物：	5人
喫茶：	5人	皇居外苑：	4人	その他：	8人

3 北の丸公園の利用について

国民公園である北の丸公園は、これまで区が活用することは限定されてきたが、本取組みによって灯ろう流しのサテライト会場利用が実現したほか、子どもの遊び場事業としての継続利用、千鳥ヶ淵を含めた観光目的利用、文化資源利用など、今後の連携の可能性が萌芽している。引き続き、環境省と協議を進め、北の丸公園の魅力発信と地域経済の活性化に向けた取組みと合わせて検討していく。

防犯カメラの新設及び更新に係る補助の見直しについて

現行

町会等	負担率		備考
新設	東京都	11/12	
	区		
	町会等	1/12	
更新	東京都	10/12	令和6年度に東京都の要綱の改正に合わせて、町会等の負担率を2/12→1/12へ時限的に見直し
	区		
	町会等	1/12	

商店街	負担率		備考
新設	東京都	10/12	
	区		
	商店街	2/12	
更新	東京都	10/12	令和6年度に東京都の要綱の改正に合わせて、商店街負担率を4/12→2/12へ時限的に見直し
	区		
	商店街	2/12	

令和7～8年度

町会等	負担率		備考
新設	東京都	23/24	東京都の要綱改正に合わせて、負担率を見直し ※2年間の時限措置
	区		
	町会等	1/24	
更新	東京都	23/24	東京都の要綱改正に合わせて、負担率を見直し ※2年間の時限措置
	区		
	町会等	1/24	

商店街	負担率		備考
新設	東京都	11/12	東京都の要綱改正に合わせて、負担率を見直し ※2年間の時限措置
	区		
	商店街	1/12	
更新	東京都	11/12	東京都の要綱改正に合わせて、負担率を見直し ※2年間の時限措置
	区		
	商店街	1/12	

東京都の防犯機器等購入緊急補助事業について

- これまで、都では区市町村と連携し、町会・自治会等や、商店街向けの防犯カメラ設置助成を実施
昨今、「闇バイト」が関係すると思われる強盗事件等が発生し、都民の体感治安が悪化
- 都民の防犯意識の高まりを踏まえ、侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等の導入を補助
- 令和7年度は緊急対策として、上限2万円を支援し都民負担を半分とし、一刻も早い設置を後押し
- 令和8年度は、補助上限：1万円／世帯（令和7年度・8年度の2か年を予定）

補助事業の概要（令和7年度）

事 項	内 容
方 策	<ul style="list-style-type: none">○ 侵入盗被害に有用な防犯機器等を購入・設置する世帯へ補助○ 規 模：22万7千世帯（都内世帯数の3%を想定）○ 上限2万円／世帯（負担割合 都：1／2 都民：1／2）○ 区市町村補助(10分の10)独自予算による都補助への上乗せは可能○ 区市町村に事務費の補助を予定（調整中）
対 象	区市町村が要綱等で定める者
要綱施行日	令和7年4月1日
事業計画提出期間	令和7年6月頃（1回目）、10月頃（2回目） 区市町村の要綱等において、令和7年4月1日までの遡及は可能
補助対象期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

事業の詳細について（令和7年度）

■ 自治体による都補助への上乗せについて

- ・ 都負担割合 1 / 2 に補助を上乗せする場合（都民負担 0 円も可）

■ 対象となる機器等について（例）

- ・ 家庭用防犯カメラ ・ カメラ付きインターホン ・ 面格子 ・ 人感センサー ・ 防犯フィルム
- ・ 防犯性能の高い錠や補助錠の取付け又は交換 ・ その他、侵入盗被害に有用な防犯機器等

※複数機器の申請も可能（ただし、補助上限は同様）

※リース、委託契約や移設費用等は対象外（ただし、各自治体による独自の拡充は可能）

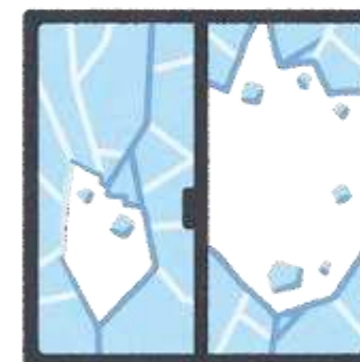
■ 主な防犯機器に係る費用（目安）



防犯カメラ
本体 2 万円～
工事費 2 万円



カメラ付きインターホン
本体 1 万円～
工事費 2 万円



防犯フィルム
本体 0.7 万円 (2 枚)
施工費 1 ～ 2 万円

内幸町ホール改修工事閉館中の対応について

内幸町ホールは老朽化のため、令和7年度から大規模改修工事を予定している。工事期間中は一時的に区民の文化芸術にかかる発表の場が損なわれる状況となる。このため、区民の文化芸術活動の継続を支援する取組みを強化する。

1 代替施設利用補助

内幸町ホール休館中、区民や区民団体が千代田区及び隣接区の民間ホール等を使用した際に内幸町ホール利用料金との差額相当分を補助する。

(区文化事業助成との併用は不可)

【概要】

(1)補助金額

1団体 24万円(上限額・1団体につき年度内1回限度)

(2)補助対象期間

令和7年4月1日から内幸町ホールの利用の再開をする日の前日まで

(3)補助対象ホール等の範囲

千代田区及び隣接区(中央区・港区・新宿区・文京区・台東区など)のホール等

(4)補助対象者

千代田区内に住所を有する個人又は代表者及び構成員の半数以上が区民である団体

2 区有施設及び区内民間ホール等との連携強化

(1)区有施設

いきいきプラザ一番町のカスケードホールについて、従来の福祉目的利用を優先としつつ、本来業務に支障の無い範囲で区民や区民団体の文化芸術活動に関する利用を認めることとする。

(2)区内民間ホール

千代田区永田町にある星陵会館について、新たに連携協力協定を結び、従来の会館運営に支障の無い範囲で都立日比谷高校OB・OG以外の区民や区民団体の文化芸術活動に関する利用を認めることとする。

なお、これらの連携協力関係は、内幸町ホール利用再開後も継続していくこととする。

3 その他

内幸町ホールの利用再開後に、新たに区民や区民団体への利用料割引と優先予約制度の導入を予定している。

第4次千代田区子ども読書活動推進計画の策定について

1 パブリックコメント実施報告

(1) 意見募集期間

令和7年1月20日(月)～2月7日(金)

(2) 周知及び閲覧場所

広報千代田1月20日号、区ホームページ等(LINE、Facebook、X(旧Twitter))、
区役所2階区政情報コーナー、区立図書館5館、各出張所、文化振興課

(3) 意見受付方法

区ホームページの意見公募送信フォーム、郵送、ファクス、Eメール、
文化振興課への持参

(4) 意見者数及び意見数

5名・7件

(5) 意見の概要と区の考え方

資料5-2のとおり

2 計画の概要

資料5-3のとおり

3 計画本編

資料5-4のとおり

4 今後の予定

- ・ 子ども読書活動推進会議を年2回程度開催し、計画の進行管理及び実績評価を行う。
- ・ 子どもやその保護者を対象とした読書アンケート調査を毎年度実施し、読書活動の実態を把握するとともに、めざすべき目標の達成状況を確認する。

第 4 次千代田区子ども読書活動推進計画（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

意見者数 5 名、意見数 7 件

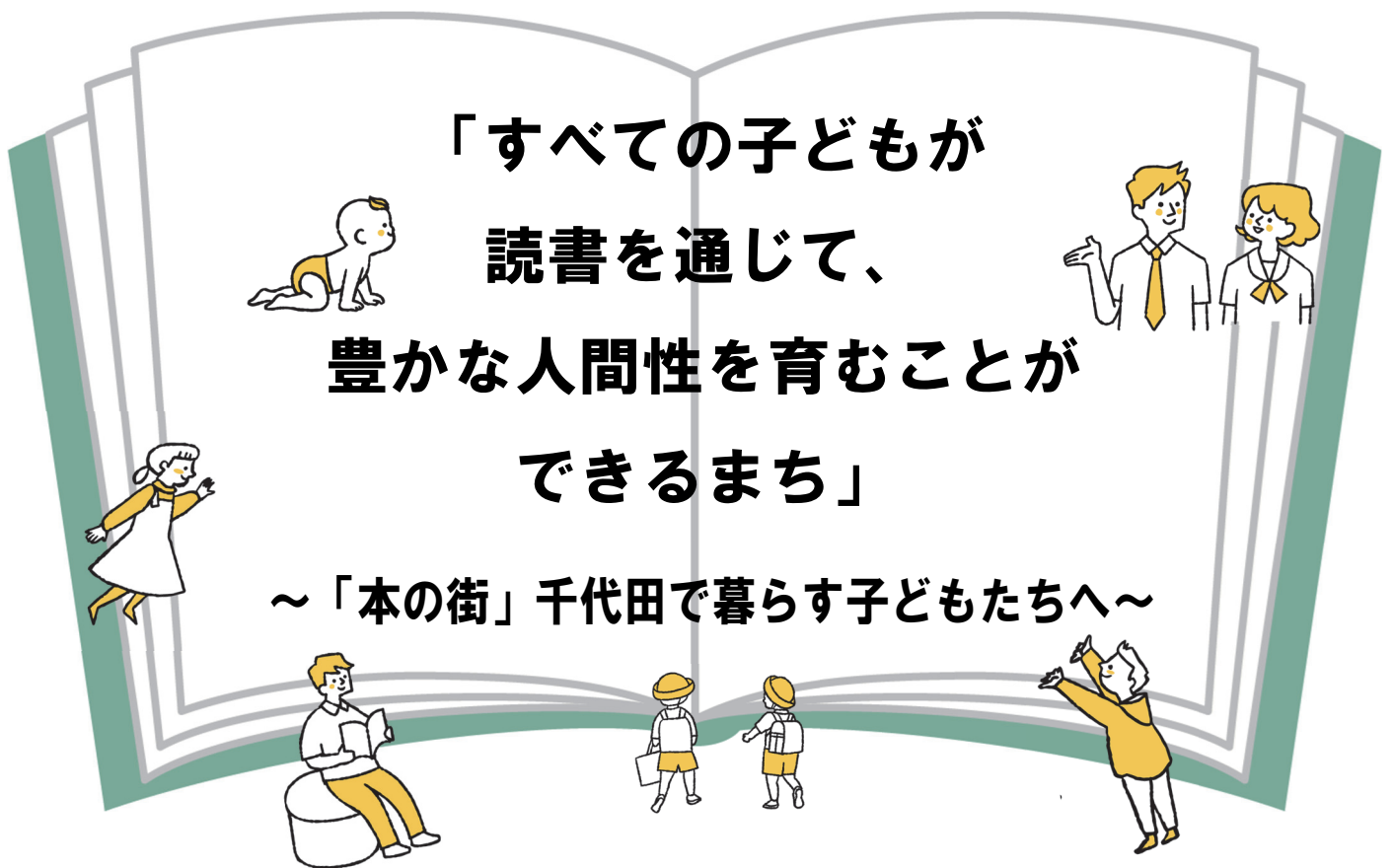
No.	在住等の区分	ご意見（概要）	区の考え方
1	在住	<p>子ども読書活動推進計画は、将来を担う子どもたちを育成する上でも大変意義のある施策だと思う。</p> <p>私も子どもの頃に親から絵本や子ども用の本を買ってもらい、大切に熟読した記憶があり、それが呼び水となって小学校の図書館からよく本を借りて読んだ。</p> <p>今回の施策も、それぞれ実施するにあたって、呼び水としてまず子どもたちに「自分用」の本をプレゼントしてはどうか。本当は新刊書を購入して配布するのがベストだが、予算が限られている場合は区内の小中学校の生徒や父兄等に読み終えた本の寄付を呼びかけて、希望する子どもの家庭に配る方法もある。このような本の収集や整理、配布の作業なら応募するボランティアも多いのではないかと。クリスマスや正月、ひな祭り、七夕等のタイミングで実施されれば効果的だと思う。</p>	<p>第 3 章「第 4 次計画における主な取組み」へのご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>子どもたちへの本の配布事業として、千代田図書館では、千代田保健所で実施している毎月の 3～4 か月児健診を利用し、司書おすすめの絵本が入った「ブックスタートパック」を配布しています。</p> <p>また、図書館で寄贈を受けたり除籍したりした本を区内の保育園、幼稚園、こども園、児童館等へリサイクル本として提供しています。</p> <p>ご意見いただいた読み終えた本の配布につきましては、今後の子ども読書事業の参考とさせていただきます。</p>
2	在住	<p>児童生徒に対して読書を推進する上で、読者環境の整備を進めることは有意義である。</p> <p>しかし、その前に、子どもたちに振り向かせ、「いかに読書に興味を持たせるか」を考えることが必要であり、子どもたちがそれぞれ自分事として読書に向き合える糸口を見つけれられる企画を考える必要がある。</p> <p><u>1. 書籍に対する書評の活用</u> 書店や図書館などで、おすすめ図書に短い書評が貼付されていることがある。その短いコメントに興味をそそられ、思わず手が出てしまう。</p> <p><u>2. 情報誌の活用</u> 岩波書店の「図書」、筑摩書房の「ちくま」、新潮社の「波」には、新刊書の紹介を含め読み応えのある記事が多く、いきなり単行本、新書や文庫を読み始めるより敷居が低いのではと思う。</p> <p><u>3. 神保町古書店巡り</u> 神保町界限には、多くの古書店がそれぞれの専門分野に分かれ営業を続けており、個性的な古書店で話を聞くことにより、古書の魅力に気付く。</p>	<p>第 3 章「第 4 次計画における主な取組み」へのご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>1. 区立図書館では、職員おすすめ本の紹介や、職員による直筆の本の紹介コメント文の貼付などを行っており、貸出促進の一助となっています。</p> <p>2. 区立図書館では、ご提示いただいた読書情報誌のほか、「本の雑誌」「ダ・ヴィンチ」などを所蔵しています。また、千代田図書館の「出版にまつわる本棚」では、各出版社の出版情報の PR 誌や、出版関係の専門紙など約 20 タイトルを、バックナンバー含め常時閲覧できるようにしています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の子ども読書事業の参考とさせていただきます。</p> <p>3. 千代田図書館では、古書店に立ち寄る「神保町街あるきツアー」の実施や図書館公式 YouTube を通じた古書店の紹介等を行っています。</p> <p>どちらも多くの方に関心をもっていただいておりますが、基本方針④「身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進」に関連する取組みの中で、今後は若年層も含め、積極的な周知を図ってまいります。</p>

No.	在住等の区分	ご意見（概要）	区の考え方
3	在住	<p>小中高生と保護者および彼らを取り巻く社会の課題も視野に、現状分析と課題抽出をしてみたいか。SNSやゲームの時間が多い、中学受験の激化、幼児～小学校低学年では保護者が多忙で、読み聞かせの時間が捻出できない、なども検討材料になるかと思う。</p> <p>各世代ごとに何をやるか、という取組みも必要だが、俯瞰して根本的な課題を見つけることも必要ではないか。</p>	<p>第1章3「千代田区の現状」へのご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>世代ごとだけでなく、俯瞰して根本的な課題を見つけることも必要であるというご意見につきましては、引き続き子ども読書活動推進会議の中で課題確認を行っていく上での参考とさせていただきます。</p>
4	在住	<p>各アンケートと課題設定に主観的要素が強い印象である。</p> <p>例えば素案の10ページ「②後期課程生徒調査」のアンケート結果を踏まえた課題が「多忙」となっている。しかし本当にそれが原因なのかはわからない。</p> <p>11ページも「デジタル技術の活用で読書環境を充実させる」とあるが、本素案を読む限りそれで読書する人や量が増えるかどうかは不明である。</p> <p>先行研究や他自治体および他国の事例をベースにするなど、根拠をはっきりさせた対策を考えてほしい。</p>	<p>本計画の策定にあたり、毎年度実施している「千代田区子ども読書調査」のほか、令和6年度には高校生や保護者の意見を聴取するためのアンケート調査を新たに実施しました。それら調査結果を基に、子ども読書活動推進会議での議論を踏まえ、千代田区としての課題を分析しました。なお、アンケート調査結果の詳細は、区ホームページの「千代田区子ども読書調査」「千代田区子ども読書活動推進会議」からご確認いただけます。</p> <p>いただいたご意見は、引き続き子ども読書活動推進会議の中で課題確認を行っていく上での参考とさせていただきます。</p>
5	在住	<p>素案の12ページに図書館の利用状況と利用目的、および課題の記述がある。</p> <p>提案として、読書や図書館に興味がない人にも情報を届けることが有効ではないかと思う。他の自治体では、広報誌に固定の枠を設け、今月の新刊紹介や図書館イベントの案内をしているところもある。そのように、受け身の人にも情報が届く機会を一層強化するのはいかがか。</p>	<p>読書や図書館に興味がない人にも情報を届けることが有効であることは、いただいたご意見のとおりと考えます。</p> <p>第3章「第4次計画における主な取組み」の中で、千代田区公式LINEと連携した情報発信を記載しておりますが、それ以外にもより良い情報発信の方法を検討してまいります。</p>
6	在住	<p>未就学児、小学生を育てている保護者の立場より意見を述べさせていただく。</p> <p>乳児期、自宅にて保育していた期間は児童館をよく利用していた。幼児室には絵本コーナーもあるが量も種類も充実しているとは言えない。そこで、もう少し図書数を増やす、図書館の本を配本するなどの拡充を図ると、乳幼児期に多くの本に接する良い機会となるのではないかと考える。</p> <p>また、学童クラブとも連携を図ると良いのではないかと。特に1～2年生の低学年時期や、夏休み期間中はクラブの滞在時間も長く、推薦図書を配本したり、指導員の方にも担い手として読書の後押しをしていただくなどの活動も有効ではないかと思う。</p>	<p>第2章6「施策の担い手」へのご意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>図書館と児童館との連携につきましては、図書館で寄贈を受けたり除籍したりした本を区内の保育園、幼稚園、こども園、児童館等へリサイクル本として提供しているほか、児童館から要望があれば図書館資料の団体貸出を行っています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、児童館や学童クラブの所管部署と共有させていただきます。</p>

No.	在住等の区分	ご意見（概要）	区の考え方
7	在住	<p>素案の21ページ、「ボランティアなど人材の育成・活用」について。<u>読み聞かせなどのボランティアが社会に役立つ価値ある活動であると広まっていないように思う。読み聞かせボランティアの募集を見たことがない。</u></p> <p><u>ボランティア団体に所属していないと読み聞かせボランティアができないのではなく、広く区民にボランティアを募る仕組みを作ってほしい。</u></p>	<p>読み聞かせボランティアの育成のため、区立図書館では「読み聞かせボランティア講座」を実施していますが、ボランティアの募集方法やその活用の仕組みについては、ご意見いただいたとおり、課題として認識しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後のボランティア活用方法の参考とさせていただきます。</p>

概要版

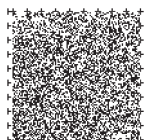
第4次 千代田区子ども読書活動推進計画



令和7年3月

千代田区

千代田区教育委員会



子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。

しかしながら、新しい生活様式や電子書籍の普及、学校の ICT 化といった新たな環境の変化が生じ、子どもの読書活動においてその影響は避けられないものとなっています。

また、インターネット環境の著しい進展により、知識情報の入手が容易になった一方、ネット上には真偽が疑わしい情報もあふれていますが、子どもの頃から文字や活字に親しむ習慣をつけることは、総合的な知識や判断力を培い、情報リテラシーを高めるのに大いに資すると考えられます。

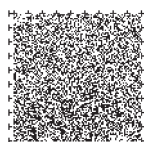
このように、時代の変化にも対応しながら、世界有数の出版関連産業の集積地である千代田区の特性を活かし、千代田区の子ども読書活動に関する施策と取組みを総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

計画の策定の趣旨

今回、国の第五次計画が策定されたことも踏まえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくために、関連法や国、都等の計画を勘案しつつ、「第3次千代田区子ども読書活動推進計画」における取組結果や課題、諸情勢の変化等の検証を行いながら、今後の施策の基本方針と具体的方策を明らかにし、「第4次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定します。

子どもの読書活動に関する動向

平成13年12月	(国)	「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行
平成14年8月	(国)	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定
平成15年3月	(都)	「東京都子供読書活動推進計画」策定
平成19年3月	(区)	「千代田区子ども読書活動推進計画」策定
平成30年4月	(国)	第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定
令和元年6月	(国)	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行
令和元年7月	(区)	「第3次千代田区子ども読書活動推進計画」策定
令和3年3月	(都)	「第四次東京都子供読書活動推進計画」策定
令和5年3月	(国)	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定
令和6年度	(区)	「第4次千代田区子ども読書活動推進計画」策定



千代田区の現状

(1) 第3次計画の取組み及び結果と課題

第3次計画では、「特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進」「子どもを取り巻く大人への支援」「ボランティア活動の支援」に力を入れて取り組んできました。

① 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

主な取組み	・特別な支援を要する児童や生徒などに対する読書活動の支援
結果	・読書支援サービスの利用実績について、多くはなかった。
課題	・当事者やその保護者のニーズを把握し、読書支援のサービスに関する周知方法の検討や幅広い情報提供が必要。

② 子どもを取り巻く大人への支援

主な取組み	・保護者を含む子どもを取り巻く大人に向けた読書活動の支援
結果	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、講座実施回数が減少。
課題	・対面式以外での講座等の実施検討や、保護者、教職員等のニーズの把握。

③ ボランティア活動の支援

主な取組み	・ボランティアのスキルアップ講座等の開催、活動機会の提供
結果	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、支援事業や活動機会が大幅に減少。
課題	・区立図書館に求められている役割等を整理、ボランティアの活用方法の検討。

(2) アンケート結果から見える現状と課題

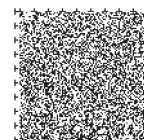
毎年度実施している「千代田区子ども読書調査」（区立小学校・中学校、九段中等教育学校〔前期課程〕の児童・生徒対象）に加え、令和6年度は「九段中等教育学校〔後期課程〕の生徒」と「区立小学校に通う児童の保護者」を対象としたアンケート調査を実施しました。

【小・中学生調査】

普段の読書時間について (※1日30分以上、本を読んでいる割合)		読書の意識について (※本を読むのは好きと回答した割合)	
小学生	44.1%	小学生	82.9%
中学生	24.9%	中学生	71.7%
読書量について (※前の月に1冊以上本を読んでいる割合)		大切な本や忘れられない本について (※あると回答した割合)	
小学生	90.1%	小学生	68.1%
中学生	81.9%	中学生	61.0%

課題

小・中学校での、朝読書などの活動を継続して実施し、読書の時間を確保することによって、子どもの読書習慣の形成を積極的に促していくことが重要です。



【高校生調査】

普段の読書時間について (※1日30分以上、本を読んでいる割合)	読書の意識について (※本を読むのは好きと回答した割合)
9.9%	76.7%
読書量について (※前の月に1冊以上本を読んでいる割合)	大切な本や忘れられない本について (※あると回答した割合)
57.4%	75.0%

課題

進学や将来のことで多忙である高校生においては、限られた時間の中で読書の優先順位が上がるようなきっかけづくりが必要となります。

【小学生保護者調査】

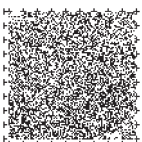
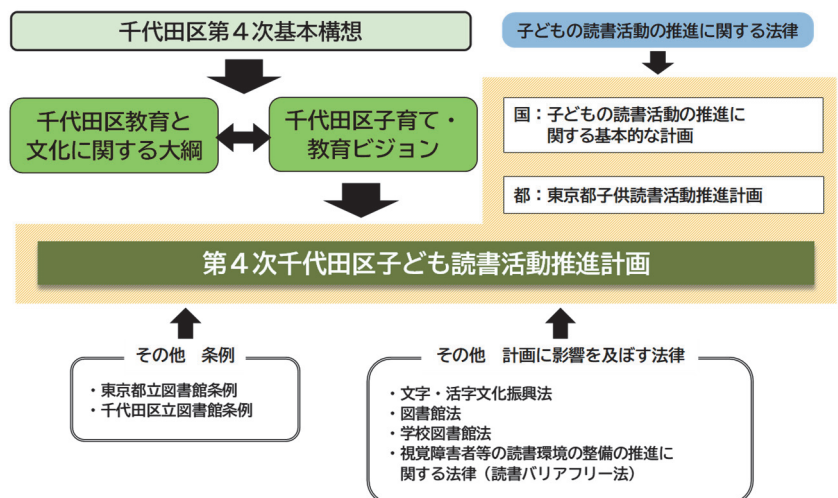
図書館の利用状況について(※月に1回以上利用すると回答した割合)	
55.4%	
子どもたちの読書活動を推進するにあたって必要なことについて(※上位3位までを記載)	
親子で図書館や書店に行く機会を増やす	67.7%
子どもが小さいときから、親が本の読み聞かせをする	65.7%
親自身が読書を楽しむ	64.5%

課題

子どもの読書活動推進の担い手として大人を巻き込んだ施策を展開し、親子がともに読書に親しめる機会の創出や環境を整備することが大切です。

計画の位置付け

第4次計画は、「千代田区第4次基本構想」を踏まえて千代田区教育委員会が策定した「千代田区子育て・教育ビジョン」に基づく個別計画のひとつであり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画として位置付けます。



計画の期間

令和7年度から令和11年度までの概ね5年間とします。

基本理念

「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」をめざす
～「本の街」千代田で暮らす子どもたちへ～

基本方針

基本方針① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

学校や図書館、地域での読書イベントやワークショップなど、本の世界を通じて子どもたちがわくわくしながら文字・活字に親しみ、豊かな読書体験ができる環境と機会を充実させ、知識や想像力、思いやりの心など、豊かな感性を育みます。また、ボランティアを含めた担い手の育成にもより一層力を入れていきます。

基本方針② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

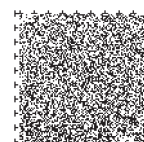
障害のある子どもや日本語指導を必要とする子ども、本のある場所に行きにくい子どもなど、多様な子どもたちが利用しやすい書籍（点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本、様々な言語の本を揃えた多文化対応等）や電子書籍を充実させ、本を読むことが困難な子どもにも本を楽しんでもらえるよう、読書におけるバリアフリー化を進めます。

基本方針③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

スマートフォンやタブレットの普及により、社会では電子書籍やオーディオブックの利用が広がっています。この進化したデジタル技術を活用しながら、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、貴重な蔵書や絵本など、紙の書籍ならではの体験も大切にすることで、様々な環境や発達段階に応じた読書媒体を推奨していきます。そして、すべての子どもが好きな時に好きな場所で本に触れることができる環境を整備します。

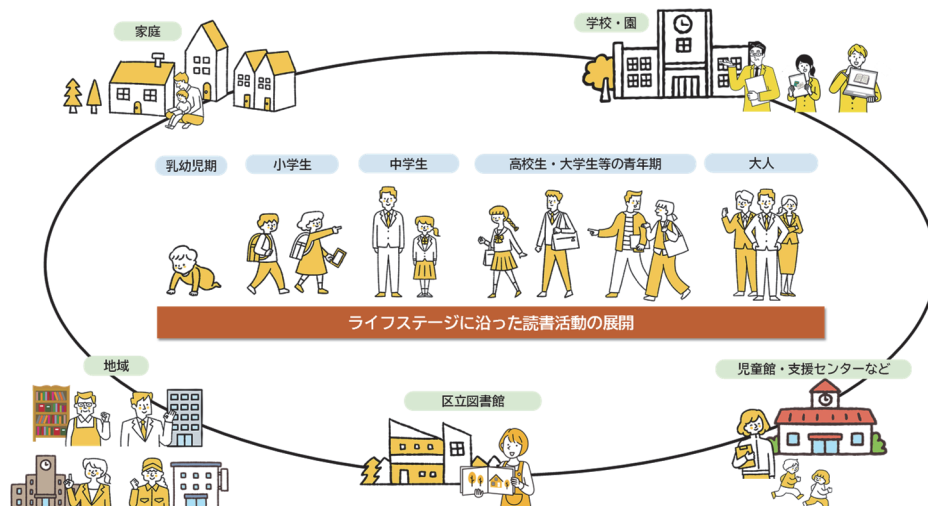
基本方針④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

地域の各関係機関と連携して、大人も一緒に読書を楽しむことができる機会を創出し、子どもの最も身近な存在である保護者をはじめ、教職員や保育者等、子どもの成長に深く関わる大人たちのニーズの把握に努めながら、読書に対する意識向上を図ります。さらに、子どもの読書活動の推進に千代田区全体で取り組んでいくため、子どもの読書活動の意義や読書に関するイベント等の広報活動により一層力を入れていきます。



施策の担い手

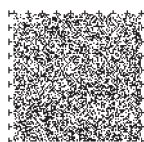
第4次計画では、家庭、学校・園、区立図書館、地域（ボランティア、古書店・書店、出版社・新聞社、大学等を含む）など、すべての人を担い手として捉え、千代田区全体でつながり合いながら、読書活動を推進していきます。



めざすべき目標

第4次計画を推進するにあたり、読書時間の確保や読書に対する意識の変化等を測定するため、次のとおり指標を設定します。

指標		現状		令和11年度の目標
1	本を読むのが好きな児童・生徒の割合	小学生	82.9%	100%をめざし 現状より増やす
		中学生	71.7%	
		高校生	76.7%	
2	調査実施の前月に本を1冊も読まない児童・生徒の割合	小学生	3.6%	0%をめざし 現状より減らす
		中学生	16.3%	
		高校生	42.5%	
3	大切な本や忘れられない本がある児童・生徒の割合	小学生	68.1%	100%をめざし 現状より増やす
		中学生	61.0%	
		高校生	75.0%	
4	多様な子どもたちのための資料の充実	区立図書館5館の総数	490点	現状より充実させる
		学校図書館11校の総数	1,327点	
5	千代田Web図書館の児童・生徒向けコンテンツ数の充実	1,146点		現状より充実させる
6	乳幼児向けおはなし会の参加人数	1,341人		1,500人
7	子どもから大人までを対象としたイベント・講座等の実施件数	18件		25件



第4次計画における主な取組み

① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 読書イベントや講座・講演会等の実施 | 拡充 |
| 2 「本の街」千代田の特長を活かした取組み | 拡充 |
| 3 ボランティアなど人材の育成・活用 | 拡充 |
| 4 図書館における新たな読書空間の創設 | 新規 |
| 5 情報リテラシー向上のための取組み | 拡充 |

② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

- | | |
|--------------------------|-------|
| 1 りんごの棚*の設置 | 拡充 |
| 2 外国語の絵本の展示や読み聞かせイベントの実施 | 継続 |
| 3 本のある場所に行きにくい子どもへの支援 | 新規 |
| 4 図書館における新たな読書空間の創設(再掲) | 新規 |
| 5 ICTを活用した読書環境の充実 | 調査・検討 |

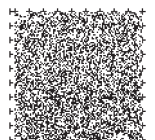
※りんごの棚とは、「子どもは皆、本を必要としており、読書の喜びを体験する権利がある」という考えのもと、特別なニーズのある子どもたちのために設置される本棚です。

③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

- | | |
|----------------|-------|
| 1 貴重資料のデジタル化推進 | 新規 |
| 2 図書館のDX化推進 | 調査・検討 |

④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

- | | |
|------------------------|-------|
| 1 はじめての人が学べる読み聞かせ講座の実施 | 継続 |
| 2 SNSを活用した情報発信 | 拡充 |
| 3 新たなSNSの活用 | 調査・検討 |
| 4 学校への情報発信 | 拡充 |



第4次千代田区子ども読書活動推進計画 概要版

令和7年3月

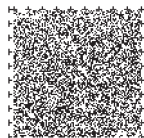
編集・発行：千代田区 地域振興部 文化振興課

千代田区 教育委員会事務局 子ども部 指導課

所在地 : 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号 : 03-5211-3629

本計画書(概要版)の著作権はすべて千代田区に帰属するものとし、千代田区の承認を得ずに加工を行うことはできません。



第4次

千代田区 子ども読書活動推進計画



「すべての子どもが
読書を通じて、



豊かな人間性を育むことが
できるまち」



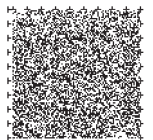
～「本の街」千代田で暮らす子どもたちへ～

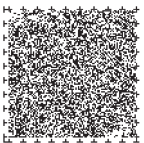


令和7年3月

千代田区

千代田区教育委員会





はじめに

千代田区は、新聞、出版、古書店、さらにはその源流である紙や印刷、製本といった関連産業が集積している「物語や活字文化が生まれるまち」です。特に神田神保町の界隈は、世界でも有数の古書店街として、多くの人々に愛されています。

知の探求であり、文化を育む文字・活字は、理性を涵養する上で欠くことのできないものです。感受性の鋭い子ども時代から本に親しむことで、創造力や表現力が育まれます。知識や感動を与えてくれる読書の習慣を身に付けることは、生涯の財産となるはずです。

一方、生成AI、SNSの進展が加速する現代、真偽の不確かな情報がネット空間に溢れています。情報の真贋や価値を見分ける「情報リテラシー」を養うためにも、幅広い知識が得られ、論理的思考を培うことのできる読書には、これまで以上に重要な役割が期待されています。そしてまた、紙の書籍の良さも再認識していただきたいと思います。デジタル書籍にはデジタルならではの利点がありますが、紙の質感、色合いの鮮やかさ、手に馴染み、愛着が湧く「紙の良さ」は何物にも代え難いものです。

さて千代田区では、平成19（2007年）3月に「千代田区子ども読書活動推進計画」を策定後、計画の改定を重ね、令和元（2019年）7月には第3次計画を策定し、子どもの読書活動の推進に積極的に取り組んできました。この度、国の第五次計画が策定されたことも踏まえ、「第4次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

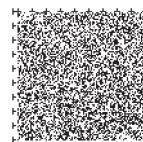
今回策定した第4次計画では、千代田区の特徴を活かし、子どもたちが本に親しむ環境をさらに充実させていくことを目指し、基本理念を『すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち ～「本の街」千代田で暮らす子どもたちへ～』としました。図書館の立地特性や利用者ニーズを踏まえた新たな読書空間の創設、読書環境や機会の充実による情報リテラシーの向上、入院している子どもへのアウトリーチによる支援、日比谷図書文化館が所蔵する貴重な図書や絵図のデジタル化などの施策を展開してまいります。

「本の街」で育つ千代田区の子どものたちには、本がより身近で楽しいものとなり、読書を通じて、豊かな感性と未来を切り拓く力を身に付けて欲しいと願っています。保護者の皆様、地域の皆様、そして関係機関の皆様におかれましても、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました、千代田区子ども読書活動推進会議の会長はじめ、委員の皆様、そして調査回答にご協力いただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

千代田区長 樋口 高顕



はじめに

子どもの読書活動は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に示されるとおり、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。

子どもたちにとって、読書は知識の獲得だけでなく、心の成長や想像力の向上にも重要な役割を果たします。読書を通じて、多様な価値観や異文化に触れ、自己表現力やコミュニケーション能力を育むことが期待されます。

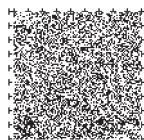
また、読書活動を通じて、「読解力の向上」「想像力の豊かさ」「表現力の磨き」「批判的思考力の育成」などの資質・能力が身につき、子どもたちが社会で活躍するための基盤となります。

多くの書店や出版社が集まる「本の街」である千代田区だからこそできる、子どもたちが読書に親しむ機会の創出、多様な子どもたちが読書を通じて学びの幅を広げることができる環境整備などの施策が本計画にあります。それらを通じて、千代田区の子どもたちが他者との共感力やコミュニケーション能力を高め、自らの考えを適切に表現し、社会に貢献できる市民となるだけでなく、「本の街」千代田から、世界に羽ばたく未来の社会を担う次世代のリーダーが誕生することを期待しております。

千代田区教育委員会は、本計画にある学校教育活動を中心とした取組を通じて、子どもたちが豊かな読書体験を享受できるよう積極的に取り組んでまいります。

令和7年3月

千代田区教育委員会



A I時代になっても変わらない読書の大切さ

生成A Iの急速な普及など、近年の社会環境の変化は加速度を増すばかりです。このことは、子どもを取り巻く環境にあっても同様です。

「生成A Iがあれば、分からないことは何でも答えてくれるから、図書館なんていらない」といった意見さえ聞かれる昨今です。しかし、本当にそうでしょうか。

生成A Iは、インターネット空間にある玉石混交の情報をもとに、答えを提示してくれます。つまり、そこには、ウソやフェイクが混じってしまうのです。いくら生成A Iが発展しても、それを使う人間自身が情報の真偽を見極める必要性は今後もまったく変わりません。言い換えれば、生成A Iを使いこなすためには、これからも読解力や情報活用能力（メディア情報リテラシー）を身に付け、生かすことが欠かせないのです。

そして、情報の真偽を確かめる場として、確かな情報源だけを集めた図書館・学校図書館の存在意義も変わりません。

子どもは、読書を通して、読解力や情報活用能力を育んでいきます。しかも、読書すればするほど、これらの力は高まります。練習すればするほど上達するスポーツと同じです。大切なのは、好きな作家やジャンルを見つけるなどして、読書を日々の楽しみの1つとすることです。そのための仕掛けが、地域の図書館や書店、学校図書館にはたくさんありますから、ぜひ行ってみてください。

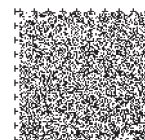
図書館・学校図書館はもちろん、大学、書店、出版社・新聞社といった読書環境が集積した千代田区。これほど読書に適した街はありません。この恵まれた環境を活かして、子どもも大人も一緒になって、もっと読書を楽しみましょう。



令和7年3月

千代田区子ども読書活動推進会議

会長 野口武悟



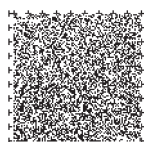
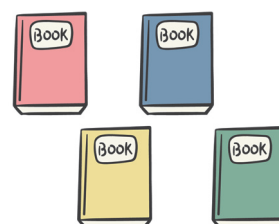
目次

第1章 計画策定の背景

1	子どもの読書活動の意義	1
2	子どもの読書活動に関する動向	3
(1)	国の動向	3
(2)	東京都の動向	3
(3)	千代田区の動向	3
(4)	読書活動推進に関する状況の推移	4
3	千代田区の現状	5
(1)	第3次計画の取組み及び結果と課題	5
(2)	アンケート結果から見える現状と課題	6

第2章 第4次計画の基本的な考え方

1	計画の位置付け	15
2	計画の期間	15
3	基本理念	15
4	基本方針	16
5	読書に関する発達段階ごとの特徴	18
6	施策の担い手	19
(1)	ライフステージに沿った読書活動の展開	19
(2)	担い手の役割	19
(3)	担い手同士の連携	20
7	めざすべき目標	20

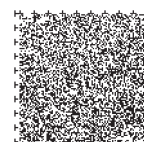


第3章 第4次計画における主な取組み

基本方針① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実	21
1 読書イベントや講座・講演会等の実施	21
2 「本の街」千代田の特長を活かした取組み	21
3 ボランティアなど人材の育成・活用	21
4 図書館における新たな読書空間の創設	22
5 情報リテラシー向上のための取組み	22
基本方針② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実	22
1 りんごの棚の設置	22
2 外国語の絵本の展示や読み聞かせイベントの実施	22
3 本のある場所に行きにくい子どもへの支援	23
4 図書館における新たな読書空間の創設（再掲）	23
5 ICTを活用した読書環境の充実	23
基本方針③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供	24
1 貴重資料のデジタル化推進	24
2 図書館のDX化推進	24
基本方針④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進	24
1 はじめての人が学べる読み聞かせ講座の実施	24
2 SNSを活用した情報発信	24
3 新たなSNSの活用	25
4 学校への情報発信	25

参考資料

1 千代田区子ども読書活動推進会議名簿	26
2 千代田区子ども読書活動推進会議設置要綱	27
3 計画の策定経過	29
4 第3次千代田区子ども読書活動推進計画 進捗状況調査票	30
5 千代田区子どもの読書に関するアンケート調査の概要	34
6 子どもの読書活動の推進に関する法律	35
7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	38
8 文字・活字文化振興法	43



第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動の推進に関する法律において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。

子どもたちは読書を通じて、多くの知識を会得し、多様な価値観・文化への理解を深めることや、想像力、読解力、思考力を養うことができます。

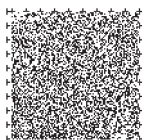
あわせて、読書を通して自ら学ぶ楽しさ、知る喜びを身に付けることによって、探究心や真理を求める力を培うことができます。こうした資質や能力は、複雑で予測困難な現代において、子どもたちが様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくための土台となります。

読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で環境の整備を進めていき、読書活動を支えていく必要があります。

しかしながら、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休校や外出自粛、新しい生活様式といった、社会全体でこれまでに経験のない大きな変化や、近年急速に進んでいる電子書籍をはじめとしたデジタル社会の進展による読書環境の整備、GIGAスクール構想による一人一台端末の実現をはじめとする学校のICT化等、新たな環境の変化が生じたため、子どもの日常生活はもちろん、読書活動においてもその影響は避けられないものとなっています。

また、インターネット環境の著しい進展により、知識情報の入手が容易になった一方、ネット上には真偽が疑わしい情報もあふれており、そうした情報の真偽を見極め、さらには背後の意図を感じ取るリテラシーが非常に重要です。子どもの頃から文字や活字に親しむ習慣をつけることは、総合的な知識や判断力を培い、情報リテラシーを高めるのに大いに資すると考えられます。

このように、時代の変化にも対応しながら、世界有数の出版関連産業の集積地である千代田区の特性を活かし、千代田区の子ども読書活動に関する施策と取組みを総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。



「本の街」 千代田

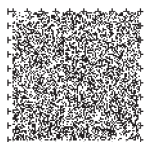
千代田区は、古くから印刷製本、出版、紙の卸しや小売といった産業が盛んでした。現在でも、神保町は「日本一の本の街」と言われており、近隣に出版社や大学が多いため、200店舗近い専門書店や古書店などが集まっています。なかでも、古書店においては、単なる古本ではなく、店ごとに専門分野を持っているのが神保町の特徴です。

また、毎年10月に開催されている「神田古本まつり」や「神保町ブックフェスティバル」では、書物に関する様々なイベントが多くの読書愛好家に支持されており、近年では東京名物として定着し、日本全国さらには海外からも多くの人々が足を運んでいます。

このような土地柄から千代田区は文豪や現代作家との関わりも深く、夏目漱石、樋口一葉、平塚らいてう、正岡子規、森鷗外、与謝野晶子など、数多くの文学者が居を構え、執筆を行った地としても知られています。江戸川乱歩や司馬遼太郎などが愛した行きつけの飲食店も数多く現存しており、一部の飲食店は作家や編集者、文学好きの学生が議論を交わすサロンとしての顔も持っていました。

全国的に書店が減少している中で、「本の街」である千代田区としては現状を憂い、街の書店や古書店、そしてそれらを取り巻く産業をこれからも発展させていかなければならないと考えています。

そして、様々な立場や様々な世代の人たちが子どもと本を結びつける担い手となり、「本の街」千代田区に暮らす子どもたちに、文字・活字に親しみ、読書の楽しさを知ってもらいたいと願っています。



2 子どもの読書活動に関する動向

(1) 国の動向

国では、平成13（2001）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。翌年8月には、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、平成20（2008）年3月には「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

平成25（2013）年5月には、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成30（2018）年4月に「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、さらには令和元（2019）年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）が施行されました。

また、令和5（2023）年3月に「第五次子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定し、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つの基本方針を掲げました。

(2) 東京都の動向

東京都では、平成15（2003）年3月に「東京都子供読書活動推進計画」を策定し、その後、第二次計画を経て、平成27（2015）年2月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。

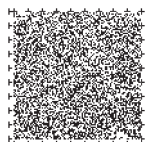
この計画では、子どもの成長段階に合わせた不読率の改善及び読書の質を高めるための取組みや、施策の充実のための読書環境の整備について示されています。

令和3（2021）年3月には「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定され、「乳幼児期からの読書習慣の形成」、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」、「読書の質の向上」の4点をめざすものとして掲げ、学校（園）、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、主体的及び自発的な読書活動を発達段階に応じて推進するものとしています。

(3) 千代田区の動向

千代田区では、国や東京都の動向を踏まえ、区民・昼間区民を問わず、子どもから大人までの読書活動の普及・発展、世界有数の出版関連産業の集積地といわれる区の特徴を生かした出版文化の振興を目的として、平成19（2007）年3月に第1次計画として「千代田区子ども読書活動推進計画」を策定後、平成26（2014）年3月に「第2次千代田区子ども読書活動推進計画」、令和元（2019）年7月に「第3次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

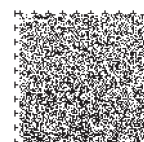
今回、国の第五次計画が策定されたことも踏まえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくために、関連法や国、都等の計画を勘案しつつ、「第3次計画」における取組結果や課題、諸情勢の変化等の検証を行いながら、今後の施策の基本方針と具体的方策を明らかにし、「第4次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定します。



(4) 読書活動推進に関する状況の推移

年度	国・東京都・千代田区の動向
平成 13 年度	(国) 子どもの読書活動の推進に関する法律 施行
平成 14 年度	(国) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 (都) 東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 17 年度	文字・活字文化振興法 施行 財団法人文字・活字文化推進機構 設立
平成 18 年度	<u>千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
平成 19 年度	(国) 第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 <u>区立千代田図書館 リニューアルオープン</u>
平成 20 年度	平成 22 年を「国民読書年」とする旨、国会決議 (都) 第二次東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 23 年度	<u>区立日比谷図書文化館 オープン</u> <u>区立四番町図書館 リニューアルオープン</u>
平成 25 年度	(国) 第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 <u>第 2 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
平成 26 年度	学校図書館法 改正 (都) 第三次東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 27 年度	<u>千代田区子ども読書活動調査 開始</u>
平成 30 年度	(国) 第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
令和元年度	(国) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）施行 <u>第 3 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
令和 2 年度	(都) 第四次東京都子供読書活動推進計画 策定 <u>四番町図書館が建て替え工事のため、仮施設に移転</u>
令和 4 年度	(国) 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
令和 6 年度	<u>第 4 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>

※下線は千代田区の動向



3 千代田区の現状

千代田区では、第3次計画に基づく計画期間中、家庭、学校、図書館、出版関連団体をはじめとする、区内の数多くの団体と協力・連携し、子どもの読書活動の推進に向け、様々な取り組みを行ってきました。この第3節では、その結果とそれらから見えてきた課題を整理します。

(1) 第3次計画の取り組み及び結果と課題

第3次計画では、第2次計画の課題であった「特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進」「子どもを取り巻く大人への支援」「ボランティア活動の支援」に力を入れて取り組んできました。ここでは、それぞれの取り組み及び結果と課題を記載します。

なお、第3次計画に掲げた「具体的な取り組み」すべての実施状況及び課題については、「第3次千代田区子ども読書活動推進計画 進捗状況調査票」において整理しました(30ページ、参考資料4に掲載)。

① 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

【具体的な取り組み】

- ・特別な支援を要する児童・生徒、外国語を母国語とする児童・生徒へ本を紹介しました。
- ・関係団体と連携した読書支援サービスの提供や千代田Web図書館の児童向けコンテンツ、バリアフリー図書等の充実を図り、千代田Web図書館の児童向けコンテンツ数が200点から700点へ増加しました。
- ・特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者に対し、情報の提供や発信を行いました。
- ・特別支援学級にて、司書による読み聞かせや担当教員から要望があった本の選書を行い、団体貸出を行いました。

【結果】

- ・読書支援サービスの利用実績は、決して多くはありませんでした。

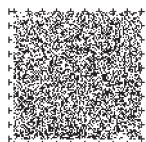
【課題】

- ▶当事者のニーズに合った情報提供を行う必要があり、区立図書館における読書支援サービスについて、周知方法の検討が必要です。
- ▶保護者がどのような情報を求めているのかを把握し、より幅広い情報提供を行っていく必要があります。

② 子どもを取り巻く大人への支援

【具体的な取り組み】

- ・保護者や教職員向けに読み聞かせ講座や読書活動の重要性を伝える講演会を開催しました。
- ・区立図書館司書の子育て・教育関連施設への派遣や、学校図書館連絡会の開催により、関係者間の情報共有を推進しました。
- ・私立学校へ具体的な読書振興の取組事例などを紹介しました。



【結果】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度以降、保護者向けの講座実施回数が少なくなりました。

【課題】

▶対面以外の形式での講座等の実施を検討するほか、保護者、教職員、ボランティア等のニーズを把握することも必要です。

③ ボランティア活動の支援

【具体的な取組み】

- ・子どもの読書活動の支援を希望する方向けに、スキルアップのための講座や勉強会を開催しました。
- ・区と区立図書館が連携し、ボランティアの活動機会の提供に努めました。

【結果】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度以降、四番町図書館におけるボランティアの活動が困難になりました。また、ボランティア支援事業（講座・勉強会等）も大幅に減少しました。

【課題】

▶区内の読書振興に関わっているボランティア団体に、区立図書館が支援できること、求められている役割は何かを整理する必要があります。また、区立図書館におけるボランティアの活用についても検討が必要です。

今回の第4次計画では、第3次計画の構成内容を見直し、基本理念を掲げるとともに、第3次計画の課題を踏まえて基本方針やめざすべき目標を設定するほか、一部の課題については具体的な取組みの中で解決策を提示していきます。

(2) アンケート結果から見える現状と課題

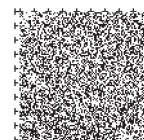
千代田区では、毎年度「千代田区子ども読書調査」（区立小学校・中学校、九段中等教育学校〔前期課程〕の児童・生徒対象）を実施してきました。

また、高校生や保護者の意見を聴取するため、新たに「九段中等教育学校〔後期課程〕の生徒」と「区立小学校に通う児童の保護者」を対象としたアンケート調査を令和6年度に実施しました。

次ページからは、アンケート調査の結果からいくつかの回答結果を抜粋し、そこから見えてきた課題を調査ごとに記載しています。

※九段中等教育学校〔前期課程〕・・・中学校に相当

九段中等教育学校〔後期課程〕・・・高校に相当



① 小学生・中学生調査

■ 普段の読書時間について

◇ 普段、学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、本（電子書籍を含む）を読んでいますか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
月曜日～金曜日に1日どれくらいの時間、本を読んでいるか（電子書籍を含む）	2時間以上	小学生	12.5%	12.2%	12.5%	12.0%	11.9%
		中学生	6.5%	5.6%	3.2%	7.4%	5.0%
	1時間～1時間59分	小学生	11.3%	11.3%	11.7%	8.8%	11.0%
		中学生	6.9%	5.9%	7.1%	6.3%	6.4%
	30分～59分	小学生	26.0%	25.8%	23.7%	21.7%	21.2%
		中学生	18.6%	16.0%	18.6%	13.2%	13.5%
	15分～29分	小学生	24.8%	25.0%	22.6%	28.0%	22.9%
		中学生	21.6%	25.3%	26.4%	22.8%	22.0%
	15分より少ない	小学生	14.0%	14.8%	15.9%	16.0%	19.0%
		中学生	22.0%	18.4%	23.9%	25.7%	22.0%
	まったくしない	小学生	10.5%	10.3%	12.6%	12.7%	12.2%
		中学生	23.0%	27.8%	20.4%	24.6%	30.9%

【回答結果】

- ・ 普段の読書時間について、小学生・中学生で30分以上読書をしている割合は、多少の変動は見られるものの年々減少傾向となっています。
- ・ 「まったくしない」の割合は増加傾向となっており、特に中学生では、令和元年度と令和5年度を比較すると7.9ポイント増加しています。

【課題】

▶ 小・中学校での、朝読書などの活動を継続して実施し、読書の時間を確保することによって、子どもの読書習慣の形成を積極的に促していくことが重要です。

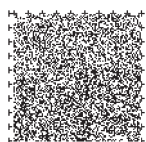
■ 読書の意識について

◇ 本を読むのは好きですか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
読書の好き嫌い	好き・どちらかという好き	小学生	87.7%	87.8%	86.4%	86.2%	82.9%
		中学生	78.3%	72.2%	80.0%	72.8%	71.7%
	嫌い・どちらかという嫌い	小学生	11.4%	11.4%	12.7%	12.8%	15.4%
		中学生	21.6%	26.4%	19.3%	26.5%	27.6%

【回答結果】

- ・ 読書の好き嫌いについて、学年別にみると、小学生では、「好き・どちらかという好き」の割合は80%以上を保っており、中学生においても多少の変動はあるものの70%以上となっています。
- また、「嫌い・どちらかという嫌い」と回答した小学生の令和元年度と令和5年度を比較すると4.0ポイント、中学生では6.0ポイント増加しており、調査を重ねるごとに読書が嫌いな子どもは増加傾向となっています。



【課題】

▶本を読むことが嫌いという回答する子どもが一定数いることから、本に対する興味や関心を持てるようアプローチの方法を工夫し、本を読むことが嫌いという子どもを減らす取組みが重要となります。

■読書量について

◇前の月に本を何冊読みましたか（読んでもらった本も数えます）。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
前の月に 読んだ本の冊数	10冊以上	小学生	49.5%	48.6%	43.8%	50.3%	47.0%
		中学生	13.7%	11.8%	8.9%	10.7%	12.4%
	4～9冊	小学生	27.7%	26.9%	26.9%	25.9%	24.4%
		中学生	19.9%	26.4%	24.6%	19.1%	14.9%
	1～3冊	小学生	18.1%	19.7%	22.1%	15.3%	18.7%
		中学生	51.2%	39.2%	52.9%	52.2%	54.6%
	0冊	小学生	2.1%	2.5%	2.7%	4.2%	3.6%
		中学生	12.7%	20.5%	12.5%	15.8%	16.3%

【回答結果】

・読書量について、「0冊」と回答した小学生・中学生は多少の変動は見られるものの増加傾向となっており、不読率が増加しています。

【課題】

▶前月の読書量に限らず、年間を通じて、子どもたちが読書に親しむことができるように、学校や図書館などの各関係機関及び関係団体が連携を強化し、子どもの読書活動を推進する取組みが必要です。

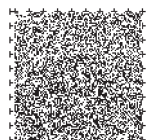
■大切な本や忘れられない本について

◇大切な本や忘れられない本がありますか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大切な本や 忘れられない本の有無	ある	小学生	75.4%	73.0%	70.8%	72.7%	68.1%
		中学生	65.3%	58.3%	61.8%	60.3%	61.0%
	ない	小学生	22.5%	24.2%	25.6%	25.3%	28.5%
		中学生	32.6%	38.9%	37.5%	38.6%	37.9%

【回答結果】

・大切な本や忘れられない本があるかについては、「ある」と回答した小学生は7割前後で推移しており、中学生では、6割前後を推移していることから、半数以上は思い入れのある本がある結果となっています。



【課題】

▶子どもの発達段階やニーズに合わせた読書活動を推進することによって、子どもが心に残る本と出える幅広い機会の提供やきっかけづくりが必要です。

■学校の図書館や学校以外の図書館等の利用状況について

◇今年の4月から今日までの間に、休み時間や放課後に学校の図書館や学級文庫を利用しました（使いました）か。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校の図書館や学級文庫の利用の有無	ある	小学生	82.9%	77.9%	74.5%	73.5%	72.2%
		中学生	71.5%	61.5%	62.5%	64.0%	56.0%
	ない	小学生	14.9%	20.1%	22.4%	24.9%	25.8%
		中学生	28.2%	37.8%	37.5%	35.7%	44.0%

◇今年の4月から今日までの間に、学校以外の図書館を利用しました（使いました）か。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校以外の図書館の利用の有無	ある	小学生	72.8%	60.1%	58.6%	62.7%	62.5%
		中学生	55.3%	45.1%	48.6%	53.7%	53.5%
	ない	小学生	24.9%	38.2%	38.4%	36.0%	36.1%
		中学生	44.3%	53.8%	51.1%	46.3%	46.5%

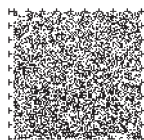
【回答結果】

- ・学校の図書館や学級文庫の利用状況については、「ある」と回答した小学生は調査を重ねるごとに減少しており、中学生では多少の変動は見られるものの減少傾向となっています。また、「ない」と回答した小学生の令和元年度と令和5年度を比較すると10.9ポイント、中学生では15.8ポイント増加しています。
- ・学校以外の図書館の利用状況については、「ある」と回答した小学生が令和5年度では62.5%、中学生が53.5%と半数以上が利用しています。

【課題】

▶学校図書に関しては、子どもや教職員等の意見を反映させるなどして、新刊の購入や既存の図書の整理を行い、子どもたちが利用しやすいよう整備を行っていく必要があります。また、発達段階に応じた多様な子どもたちに寄り添い、豊かな読書活動ができる環境の整備も求められています。

▶子どもたちに区立図書館等を身近に感じてもらうために、ニーズに合った本の充実や世代に沿った魅力ある棚づくりに努めていくことが重要となります。



② 後期課程生徒調査

■ 普段の読書時間について

◇ 普段、学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、本（電子書籍を含む）を読んでいますか。

質問	2時間以上	1時間～1時間59分	30分～59分	15分～29分	15分より少ない	まったくしない
月曜日～金曜日に1日どれくらいの時間、本を読んでいるか（電子書籍を含む）	0.8%	3.3%	5.8%	14.2%	28.3%	47.5%

【回答結果】

- ・ 普段の読書量について、「まったくしない」が約半数となっており、本を読まない生徒の割合が高くなっています。

【課題】

▶ 進学や将来のことで多忙である高校生においては、限られた時間の中で読書の優先順位が上がるようなきっかけづくりが必要となります。

■ 読書の意識について

◇ 本を読むのは好きですか。

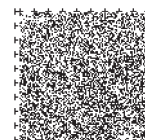
質問	好き・どちらかという好き	どちらでもない	嫌い・どちらかという嫌い
読書の好き嫌い	76.7%	12.5%	10.8%

【回答結果】

- ・ 読書の好き嫌いについて、「好き・どちらかという好き」と回答した人が7割以上と読書に対する関心が高いことが伺えます。

【課題】

▶ 「どちらでもない」との回答も一定数あることから、中間層に向けて本を読むことが好きになってもらえるようなきっかけや仕組みづくりが重要となります。



■読書量について

◇前の月に本を何冊読みましたか。

質問	10冊以上	7～9冊	4～6冊	1～3冊	0冊
前の月に読んだ本の冊数	3.3%	2.5%	5.8%	45.8%	42.5%

【回答結果】

- ・読書量について、「1～3冊」が45.8%と約半数の生徒が1冊以上は本を読んでいる結果となっています。

【課題】

▶高校生世代は全国的にも読書離れが懸念されています。近年のデジタル技術の活用により、紙の本だけでなくデジタル媒体も含めた読書環境を充実させていき、多忙な学生が時間や場所に制限されることなく、読書が楽しめる環境をつくる必要があります。

■大切な本や忘れられない本について

◇大切な本や忘れられない本がありますか。

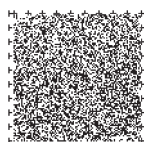
質問	ある	ない
大切な本や忘れられない本の有無	75.0%	25.0%

【回答結果】

- ・思い入れのある本について、7割以上の生徒が大切な本や忘れられない本があると回答しています。

【課題】

▶高校生は就職・進学といった人生の岐路に立つ時期でもあることから、将来のことに対して指針となる本に出会えるよう、幅広い機会の提供やきっかけづくりが重要となります。



③ 小学生保護者調査

■図書館の利用状況と目的について

◇お子さんと一緒に公立図書館を利用することはありますか。

質問	ほぼ毎日	週に1～2回程度	月に1～2回程度	ほとんど利用しない	利用したことがない	子ども一人で行く
お子さんと一緒に公立図書館を利用する頻度	0.3%	10.8%	44.3%	35.5%	4.6%	4.6%

◇どのような目的で図書館を利用しますか。

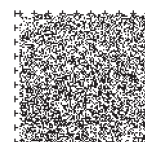
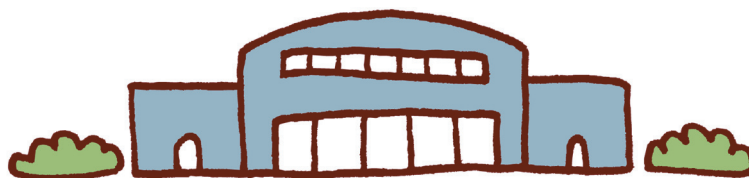
質問	本を借りる	本を探す・読む	調べものをする	おはなし会やイベントに参加する	子どもが行きたがるから
図書館の利用目的	93.9%	54.9%	11.6%	4.6%	11.6%

【回答結果】

- ・図書館の利用状況については、「月に1～2回程度」が44.3%と最も高く、次いで「ほとんど利用しない」が35.5%となっており、利用頻度が低い結果となっています。
- ・利用目的については、「本を借りる」が93.9%と、利用目的の大半が本を借りる目的で図書館に足を運んでいます。

【課題】

- ▶おはなし会やイベントに参加すると回答した人が少ないことから、子どもと一緒に楽しめるおはなし会や、大人向けの講座などを工夫しながら実施するなど、普段、図書館を利用しない層に向けたアプローチ方法を検討する必要があります。
- ▶読み聞かせをしてあげたい本や子育て支援に関する本など、子どもだけでなく、大人も利用したいと思えるような魅力のある棚づくりを行いながら、図書館の整備・充実を図ることが重要です。



■子どもたちの読書活動を推進するにあたって必要なことについて

◇あなたは、どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか。

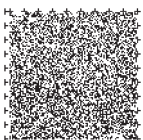
質問	子どもが小さいときから、親が本の読み聞かせをする	親が子どもに読書をすすめたり、本を与えたりする	親自身が読書を楽しむ	親子で図書館や書店に行く機会を増やす	テレビやゲームの時間を減らす	電話、インターネットやメール、SNSをする時間を減らす
子どもたちが本を読むようになるには	65.7%	47.6%	64.5%	67.7%	27.9%	20.3%
	学校教育にもっと読書の時間を取り入れる	家で「読書の時間」をつくる	電子書籍に触れる時間を増やす	特にない／わからない	本を読む必要性を感じない	
	23.5%	30.1%	8.1%	1.7%	0.2%	

【回答結果】

- ・どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになるかについては、「親子で図書館や書店に行く機会を増やす」が67.7%と最も高く、次いで「子どもが小さいときから、親が本の読み聞かせをする」が65.7%、「親自身が読書を楽しむ」が64.5%となっており、家族で読書に親しむことが大切だと考えている保護者の割合が高くなっています。

【課題】

- ▶子どもが本に親しむためには、子どもを取り巻く周りの大人、特に保護者、教職員、保育者などの協力が必要不可欠となることから、大人に対しての読書啓発・情報提供の充実を図ることが重要となります。
- ▶保護者や周りの大人が本を読んでいる姿を見せることにより、子どもの自主的な読書習慣の形成につながるため、ブックスタート事業や家庭における乳幼児期からの読み聞かせなど、小さいころから大人とともに本に親しむ環境づくりが大切です。
- ▶子どもたちが、家庭でも本に親しめるよう、家での読書時間を推奨しつつ、読書を通じて親子が話題を共有できるような仕組みづくりが必要です。

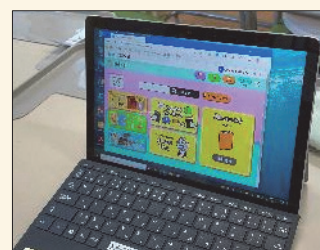


電子書籍読み放題サービス「Yomokka!」の導入

千代田区の読書調査では、電子書籍も本の定義に含めていますが、電子書籍で本を読む小学生の割合が増えてきています。その理由として、令和5年度から千代田区立小学校全8校で電子書籍読み放題サービス「Yomokka!(よもっか!)」の導入を進めたことが影響していると考えられます。一人につき一台のタブレット端末で電子書籍が読めるようになり、読みたい本や読んだ本を「自分の本だな」に格納できる機能によって、いつでも、どこでも本を読むことができる環境が整備されています。読書の記録を残せるだけでなく、電子書籍ならではの特性が様々な場面で活用されています。

授業では、クラス全員が同じ本を同時に読める利点を活かして、調べ学習や発表の際に電子書籍を使って本の内容やグラフ・写真を共有しています。また、図書室に行く時間がないときや、テストの余った時間などの隙間時間で気軽に本にアクセスでき、読書活動に充てる時間の確保を可能としています。

児童の視点では、人気の本でも返却を待たずにすぐ読める、写真や絵をズームしてじっくり見ることができる、普段読まないジャンルの本に触れられるなどが挙げられ、子どもたちの豊かな読書体験の一助となっています。



千代田Web図書館での取り組み

「千代田Web図書館」とは、パソコンやスマートフォンなどからインターネット上で電子書籍の貸出・返却ができるサービスです。図書館に来館することが困難な方でも、気軽に公共的な情報・知識にアクセスできる機会を提供することで、読書活動がより豊かなものになることを目的としています。

所蔵タイトル数は約11,752点(令和6年3月末現在)で、オーディオブックや読み上げ機能などの電子書籍ならではのコンテンツや、紙の本では所蔵が難しい英語の問題集などを所蔵し、あらゆる利用者が日常的に利用できる資料を用意しています。

時間や場所に制限されない電子書籍を活用することで、普段仕事や学校で忙しく来館できない現役世代や中高生世代のニーズに応えるサービスを提供していきます。

Chiyoda Web Library
千代田Web図書館

主な収録ジャンル
小説・料理・語学・ラノベ・旅行・
哲学・ビジネス・児童書・絵本など

雑誌読み放題サービス
TRC-DLマガジン
タイトル数
200
以上

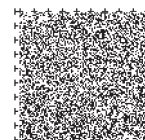
千代田図書館
オリジナル特集リスト
毎月更新!
児童・中高生向け
小説に料理など
ピックアップ

貸出券があれば
在住・在勤・在学の方

PC スマホ タブレット
で電子書籍を閲覧

所蔵書籍
毎月更新

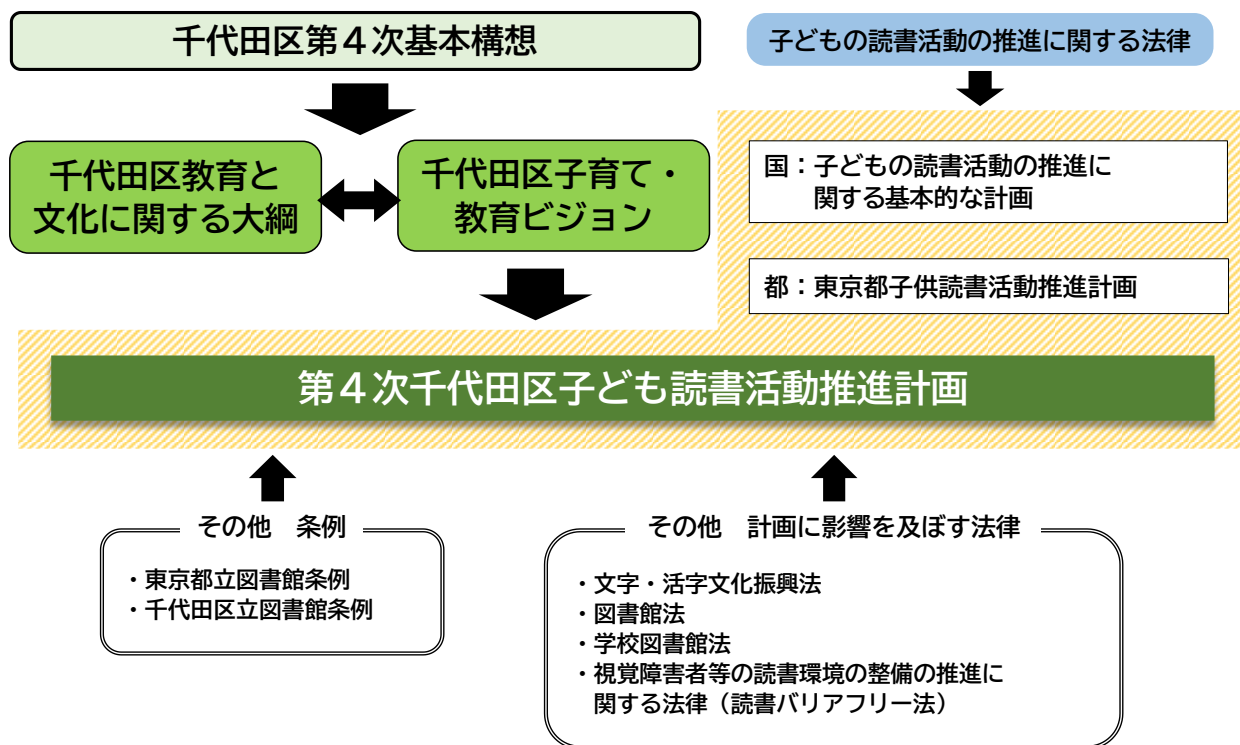
ご利用ガイド



第2章 第4次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

第4次計画は、「千代田区第4次基本構想」を踏まえて千代田区教育委員会が策定した「千代田区子育て・教育ビジョン」に基づく個別計画のひとつであり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画として位置付けます。

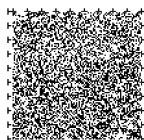


2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの概ね5年間とします。

3 基本理念

「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」をめざす
～「本の街」千代田で暮らす子どもたちへ～



4 基本方針

第4次計画では、基本理念である「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」の実現に向けて、4つの基本方針を設定します。

基本方針① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

学校や図書館、地域での読書イベントやワークショップなど、本の世界を通じて子どもたちがわくわくしながら文字・活字に親しみ、豊かな読書体験ができる環境と機会を充実させ、知識や想像力、思いやりの心など、豊かな感性を育みます。また、ボランティアを含めた担い手の育成にもより一層力を入れていきます。

基本方針② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

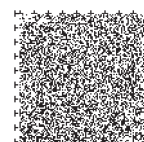
障害のある子どもや日本語指導を必要とする子ども、本のある場所に行きにくい子どもなど、多様な子どもたちが利用しやすい書籍（点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、L型ブック、布の絵本、様々な言語の本を揃えた多文化対応等）や電子書籍を充実させ、本を読むことが困難な子どもにも本を楽しんでもらえるよう、読書におけるバリアフリー化を進めます。

基本方針③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

スマートフォンやタブレットの普及により、社会では電子書籍やオーディオブックの利用が広がっています。この進化したデジタル技術を活用しながら、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、貴重な蔵書や絵本など、紙の書籍ならではの体験も大切にすることで、様々な環境や発達段階に応じた読書媒体を推奨していきます。そして、すべての子どもが好きな時に好きな場所で本に触れることができる環境を整備します。

基本方針④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

地域の各関係機関と連携して、大人も一緒に読書を楽しむことができる機会を創出し、子どもの最も身近な存在である保護者をはじめ、教職員や保育者等、子どもの成長に深く関わる大人たちのニーズの把握に努めながら、読書に対する意識向上を図ります。さらに、子どもの読書活動の推進に千代田区全体で取り組んでいくため、子どもの読書活動の意義や読書に関するイベント等の広報活動により一層力を入れていきます。



りんごの棚の設置

りんごの棚とは、「子どもは皆、本を必要としており、読書の喜びを体験する権利がある」という考えのもと、特別なニーズのある子どもたちのために設置される本棚です。

視覚障害・知的障害のある人や、紙に印刷された一般的な本を読むことが難しい人にとって利用しやすい様々な形式の資料を一つの場所に集めることで、子どもたちが自分に適した本を見つける手助けをします。

文字の読み書きが難しいディスレクシアの場合には、内容を理解しやすいように写真やピクトグラムを用い、ふりがなや短い文章を使うなどの工夫がされた「LLブック」、音声を聞きながらテキストや画像を見ることが出来る「マルチメディアデージー図書」などを使って本を読むことができます。

りんごの棚には、点字がついた絵本、さわる絵本、布の絵本、大活字本などに加え、大人向けに子どもをサポートするための様々な障害に関する資料やサービスの情報を用意しています。



←【千代田図書館】



【麹町中学校】→



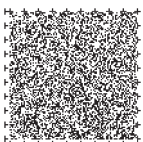
紙書籍と電子書籍それぞれの特性

「紙書籍」と「電子書籍」それぞれの特性を活かし、読書の目的やシーンによって使い分けをすることが大切です。

紙書籍の特性は、紙の触り心地や本特有のにおいなど、感覚的な面があり五感を通じて本と接することができます。また、ページを行き来しながらじっくり読めるため、深く学んだり内容をしっかり記憶したりするのに紙書籍が適していると感じる場合があります。

電子書籍の特性は本棚等の置き場所をとらず、タブレット端末などを用いて、多くの書籍を手軽に持ち運ぶことができます。また、日常の生活が忙しく、読書をする時間がとれない方にとって、いつでもどこでも読みたい本をその場ですぐに読むことができるアクセスの良さに特化しています。

加えて、文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどの機能が活用できることも、電子書籍のメリットと言えます。



5 読書に関する発達段階ごとの特徴

読書に関する発達段階ごとの特徴について、以下のような傾向があります。

※文部科学省が公表している「子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ」(平成30年3月)より一部引用

① 就学前の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

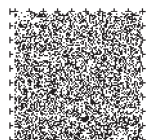
読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、子どもの発達段階に応じた切れ目のない読書活動の支援を行うことが重要です。

特に乳幼児期において、保護者や周囲の大人等による読み聞かせを通じて、言葉や本を読む面白さを覚えることで感性が磨かれます。子どもが自主的に読書に親しめるよう、この時期からの読み聞かせの積み重ねや子どもを取り巻く周りの大人たちが一緒に読書を楽しめる環境づくりが大切です。

また、多忙な生活や環境の変化により、読書活動から遠ざかる傾向のある中高生については、自分の進路や今後の生き方を考えるうえで読書活動が支えとなります。将来のことに対して指針となるような適書と出会えるよう、豊富な読書の機会を提供することが必要となります。

ただし、読書活動に対する興味や関心には個人差があるため、一人ひとりの子どもの特徴に合わせた読書活動の推進に留意する必要があります。

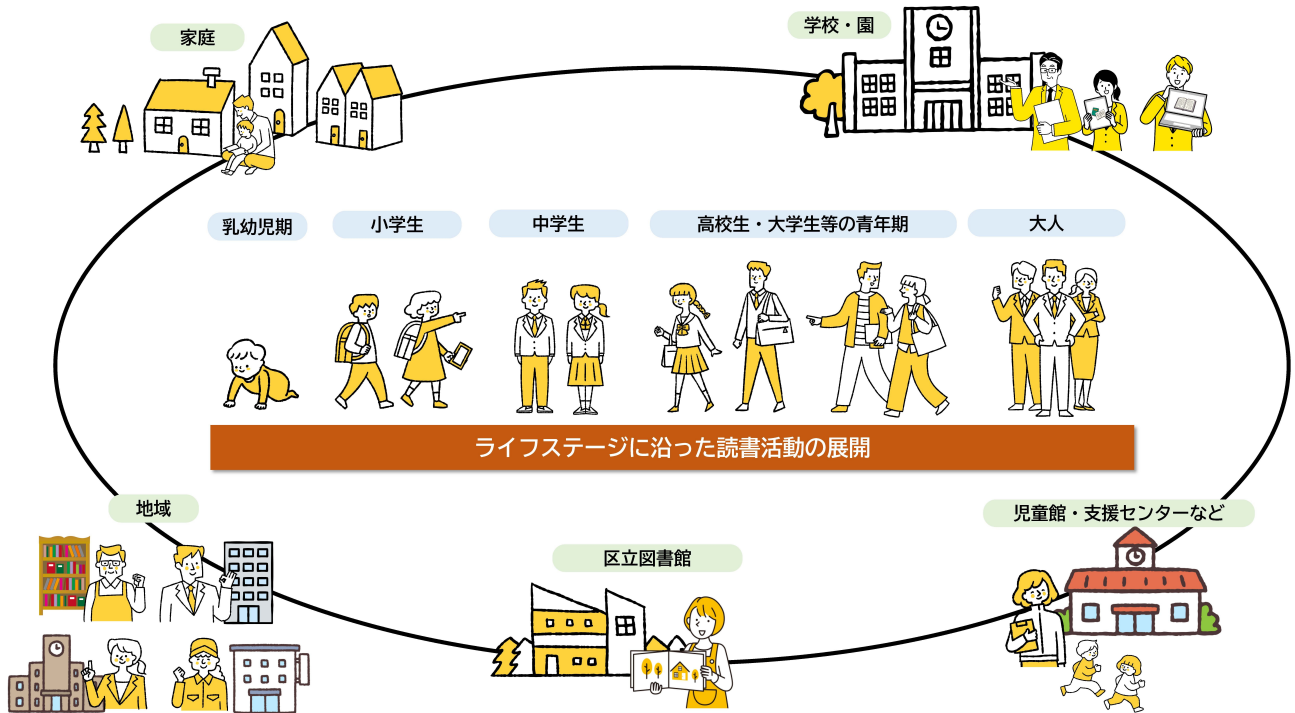


6 施策の担い手

(1) ライフステージに沿った読書活動の展開

子どもは普段の生活の中で、親、きょうだい、友人、先生、身近な大人など、ライフステージにおいて様々な人の影響を受けています。

子どもが自ら読書に親しみ、読書を楽しめるようにするためには、このような子どもを取り巻く保護者や地域の人など、子どもと本を結びつける担い手の役割が不可欠となります。



(2) 担い手の役割

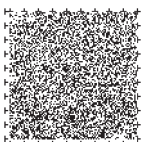
子どもの読書活動を支える担い手の役割として、例えば、〈家庭〉では、乳幼児が最初に本と出会う場所となり、子どもの読書習慣を形成する上で、非常に大切な役割を担っています。

また、読み聞かせや保護者が子どもの頃に読んでいた本について話をするなど、自然と読書との接点が生まれます。

〈学校・園〉では本の読み聞かせや、子どもの発達段階に応じた蔵書の充実、教職員と子どもの間で本やその感想を共有することにより、子どもへの読書活動の推進が可能となります。また、児童・家庭支援センターや児童館など、子どもの居場所となる公共施設においても、子どもと本をつなぐ役割が期待されます。

〈区立図書館〉では、ブックスタートとフォローアップを通じた本との出会いの提供に始まり、年代別に子どもが興味を持つ本の紹介コーナーを設けることや、本にまつわる親子イベントを開催することにより、子どもも大人も対象とした読書活動の推進が可能となります。また、四番町図書館のリニューアル開館が今後予定されており、児童サービスの拠点施設として、親子で過ごせるスペースや中高生の学習スペースも含めた環境整備が行われます。

〈地域〉では、ボランティアや協力団体による子どもの読書活動への積極的な支援が重要であり、千代田区の特性としての書店・古書店街や出版社・新聞社、大学の存在も大きな力となります。



(3) 担い手同士の連携

子どもは日々の生活の中で様々なものを見ることや、感じることで成長しており、その成長には周りの環境が大きな影響を与えます。

そのため、学校・園、図書館が実施する読書活動推進に関する施策に加え、家庭や地域における役割が重要となってきます。とりわけ、地域の書店や古書店、出版社・新聞社との連携は、千代田区ならではの強みであると言えます。

子どものライフステージに沿ったきめ細かな支援を、家庭、学校・園、区立図書館、地域など、すべての人を担い手として捉え、千代田区全体でつながり合いながら、読書活動を推進していきます。

7 めざすべき目標

第4次計画における様々な取組みを実施することにより、基本理念である「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」の実現をめざします。

基本理念を実現するためには、子どもたちの読書に対する意識向上がなによりも重要であると考えます。本計画を推進するにあたり、読書時間の確保や読書に対する意識の変化等を測定するため、次のとおり指標を設定します。

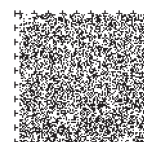
	指 標	現状※		令和11年度の目標
1	本を読むのが好きな児童・生徒の割合	小学生	82.9%	100%をめざし 現状より 増やす
		中学生	71.7%	
		高校生	76.7%	
2	調査実施の前月に本を1冊も読まない児童・生徒の割合	小学生	3.6%	0%をめざし 現状より 減らす
		中学生	16.3%	
		高校生	42.5%	
3	大切な本や忘れられない本がある児童・生徒の割合	小学生	68.1%	100%をめざし 現状より 増やす
		中学生	61.0%	
		高校生	75.0%	
4	多様な子どもたちのための資料の充実	区立図書館5館の総数	490点	現状より 充実させる
		学校図書館11校の総数	1,327点	
5	千代田Web図書館の児童・生徒向けコンテンツ数の充実	1,146点		現状より 充実させる
6	乳幼児向けおはなし会の参加人数	1,341人		1,500人
7	子どもから大人までを対象としたイベント・講座等の実施件数	18件		25件

※1～3の現状について、小学生と中学生は千代田区子ども読書調査結果の令和5年度実績、高校生は令和6年度実績を記載。高校生向け調査は令和6年度より開始したため、調査時期が異なる

※4、6～7の現状について、全て令和5年度実績

※5の現状について、令和6年10月末現在を記載

※7について、子ども（乳幼児～中高生）、親子、子どもをサポートする大人たちを対象としたイベント・講座等の実施件数とする



第3章 第4次計画における主な取組み

基本方針① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

1 読書イベントや講座・講演会等の実施

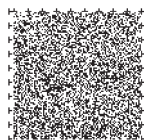
取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>図書館では、乳幼児から大人までの各年代に向けたイベントや講座・講演会を、通年または夏休み、読書の秋、「こどもの読書週間」等に合わせて対面やオンラインで実施し、豊かな読書体験や読書にまつわる創作活動を提供します。</p> <p>また、学校・園・児童施設における読み聞かせ、学校での朝読書やビブリオバトルの実施などにより、子どもたちが読書に親しむ環境と機会を充実していきます。</p>	<p>乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>拡充</p>

2 「本の街」千代田の特長を活かした取組み

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>区の持つ文化的・歴史的な魅力をアピールする取組みや、地域と連携した取組みを実施します。例えば、子どもの執筆活動支援、書店や古書店などと連携した街歩きツアー、出版社や新聞社、紙業や印刷・製本業の見学など、千代田区ならではの特長を活かし、本にまつわる様々な体験を子どもたちに提供します。</p>	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等</p>	<p>拡充</p>

3 ボランティアなど人材の育成・活用

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>読み聞かせボランティア講座などの開催によりボランティアを育成し、ボランティア団体へとつなげます。</p> <p>また、区内大学の学生による絵本の読み聞かせやおすすめ児童本の紹介など、大学との連携協力をより一層進めます。</p> <p>今後リニューアル開館が予定されている四番町図書館では、ボランティア団体や地域活動団体の交流・活動支援を積極的に行っていくことをめざします。</p>	<p>高校生・大学生等 大人</p>	<p>拡充</p>



4 図書館における新たな読書空間の創設

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区立図書館(千代田図書館、四番町図書館、日比谷図書文化館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館)における5館それぞれの機能分担を考慮し、それぞれの図書館の立地特性や利用者ニーズを踏まえながら、図書館においての新たな読書空間を創設します。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	新規

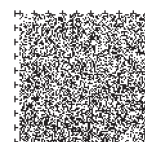
5 情報リテラシー向上のための取組み

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>インターネットやSNSの普及により、誰もが簡単に情報を得たり発信したりできる現代においては、物事の本質を見極め、論理的に思考するスキルが必要です。</p> <p>区教育委員会による「ちよだりテラシー教育の推進」にも掲げた、読書環境の充実と読書時間・機会の確保により、情報リテラシーを高める上で重要な基盤となる読書力を培うほか、情報リテラシーに関する出前講座等の開催を通じて、子どもたち自身がその情報の真偽を考え、正しく読み取り、適切に活用する力を育めるよう支援します。</p>	小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	拡充

基本方針② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

1 りんごの棚の設置

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>特別なニーズのある子どもを対象とした、アクセシブルな資料の本棚である「りんごの棚」について、区立図書館と区立学校で設置を増やしていくとともに、アクセシブルな資料も充実させていきます。</p> <p>※「りんごの棚」については、17ページのコラムを参照</p>	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	拡充



2 外国語の絵本の展示や読み聞かせイベントの実施

取組み内容	主な対象	今後の方向性
板橋ボローニャ絵本館の所蔵本など、各国の言語で書かれた絵本を区立図書館に展示するほか、区内大使館等と連携し、外国語による読み聞かせなどのイベントを行います。	幼児 小学生	継続

3 本のある場所に行きにくい子どもへの支援

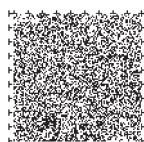
取組み内容	主な対象	今後の方向性
図書館に行きにくい子どもや入院している子どもなどへのアウトリーチサービスに取り組みます。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等	新規

4 図書館における新たな読書空間の創設（再掲）

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区立図書館（千代田図書館、四番町図書館、日比谷図書文化館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館）における5館それぞれの機能分担を考慮し、それぞれの図書館の立地特性や利用者ニーズを踏まえながら、図書館における新たな読書空間を創設します。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	新規

5 ICTを活用した読書環境の充実

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>多様な子どもたちの読書環境を充実させるため、例えばスマートスピーカー（声で操作して図書の検索やオーディオブックの利用などができる機器）を用いたサービスの提供など、最新のICT技術の活用について調査・検討していきます。</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもや、紙に印刷された一般的な本を読むことが難しい子どもなど、多様な子どもたちの読書環境が充実 	小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	調査・検討



基本方針③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

1 貴重資料のデジタル化推進

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>次世代を担う子どもたちが文化や歴史に親しむ機会を創出するため、日比谷図書文化館で所蔵する貴重な図書や絵図などをデジタル化して公開することにより、「いつでも、どこでも、だれもが」気軽に閲覧できるようにします。</p> <p>デジタル化したコンテンツは、学校等の教育現場や、区立図書館でも活用していきます。</p>	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>新規</p>

2 図書館のDX化推進

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>例えば、東京都立図書館などで提供されている仮想本棚機能（図書館の所蔵資料が本棚に並んでいるように疑似的に表示される）や、顔認証を活用した貸出処理など、デジタル技術を活用して区立図書館のDX化を推進していきます。</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用者の利便性の向上 ・図書館利用者へのサービスの向上 	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>調査・検討</p>

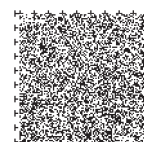
基本方針④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

1 はじめての人が学べる読み聞かせ講座の実施

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>絵本や紙芝居の「読み聞かせ」について、対象を保護者に限定せず、学生からシニアの方まで、本の選び方から読み方のコツなどの基本が学べる講座を開催します。</p>	<p>高校生・大学生等 大人</p>	<p>継続</p>

2 SNSを活用した情報発信

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>千代田区公式LINEと連携して、図書館や読書に関する情報発信を積極的に行っていきます。</p> <p>また、区立図書館公式YouTube内でも、大人や子どもの読書活動推進につながるコンテンツを公開していきます。公式YouTubeはまだ認知度が高いとは言えないため、例えば地域福祉交通「風ぐるま」内で動画を流すなど、積極的に周知活動を行います。</p>	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>拡充</p>



3 新たなSNSの活用

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>区立図書館では、Facebook、YouTube、X（旧Twitter）といったSNSを活用して情報発信を行っています。多くの人にとって身近なツールであるLINEやInstagramについて図書館公式アカウントの開設を検討します。</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用促進 ・開館状況の確認、貸出券の表示など利便性向上 ・蔵書検索やおすすめ本の表示など、本を見つけやすくなる 	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>調査・ 検討</p>

4 学校への情報発信

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>区立学校については、校内の子どもや保護者の目につく場所に掲示板を設置し、区立図書館や学校図書館からのお知らせを掲示します。あわせて、デジタルデバイスを活用した情報発信も行っていきます。</p> <p>私立学校については、図書館のメールマガジンなどを通じて情報を発信します。</p>	<p>小学生 中学生 高校生 大人</p>	<p>拡充</p>

【千代田区立図書館発信のSNS】

千代田区立図書館発信のSNS



千代田区立図書館
公式YouTubeチャンネル



6:22



3:11



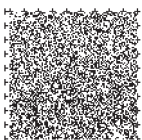
12:07

Facebookページ



千代田区立図書館
千代田区立図書館の公式フェイスブックページです。図書館のサービスやイベント情報のほか、千代田区内の情報などを更新しています。ぜひご覧ください。

library.chiyoda.tokyo.jp



参考資料

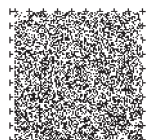
1 千代田区子ども読書活動推進会議名簿

	氏名		所属等
学識経験者	野口 武悟	◎	専修大学文学部 教授
	鴫田 拓哉		共立女子大学文芸学部 教授
	庭井 史絵		青山学院大学教育人間科学部 准教授
	酒井 邦嘉※		東京大学大学院総合文化研究科 教授
教育委員会が必要と認めるもの	青木 裕子		フリーアナウンサー 保護者関係者
児童出版・書店関係者	平瀬 律哉		ポプラ社 こどもの学び本部 本部長
	石川 剛		読売KODOMO新聞 編集長
	岡本 光晴		日本児童図書出版協会 会長
	早川 淳		早川書房 副社長
	茅野 由紀		Book House Cafe 店長
読書推進団体関係者	澤村 智子		ちよだ・おはなしひろば代表
区内学校等関係者	難波 明夫		九段小学校長
	堀越 勉		麴町中学校長
	野村 公郎		九段中等教育学校統括校長
	小宮 三枝子		麴町保育園長
	木村 恭子		麴町幼稚園長
	倉掛 秀人		千代田せいが保育園長
行政関係者	佐藤 尚久	○	地域振興部 文化スポーツ担当部長

◎：会長 ○：副会長 ※第3回千代田区子ども読書活動推進会議まで (敬称略 18名)

オブザーバー			
行政関係者	加藤 伸昭		子ども部 教育政策担当課長
	湯浅 誠		子ども部 子ども支援課長
	吉田 啓司		子ども部 児童・家庭支援センター所長
	上原 史士		子ども部 指導課長
	高橋 昌弘		地域振興部 商工観光課長
図書館関係者	後藤 慎治		千代田ルネッサンスグループゼネラルマネージャー
	神田 守章		千代田図書館 読書振興センター長
	栗田 孝子		四番町図書館長

(敬称略 8名)



2 千代田区子ども読書活動推進会議設置要綱

令和5年8月1日5千地文振発第196号

令和5年11月27日5千地文振発第383号

(目的)

第1条 千代田区子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）について、進行管理、実績評価、関係機関との連絡、調整等を行い、計画の一層の推進を図るとともに、計画の改定について検討するため、千代田区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の進行管理、実績評価、関係機関との連絡、調整等に関する事。
- (2) 計画の推進に関する事。
- (3) 計画の改定に関する事。
- (4) その他推進会議が必要と認めた事。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、千代田区教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童出版・書店関係者
- (3) 読書推進団体関係者
- (4) 区内学校等関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

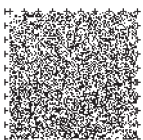
(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により学識経験者のうちから決定する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。



(招集等)

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

3 委員の任期の始期において最初に招集すべき推進会議は、第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、地域振興部文化振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

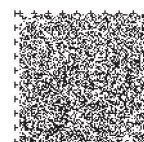
1 この要綱は令和5年8月4日から施行する。

(千代田区読書活動推進連絡会設置要綱の廃止)

2 千代田区読書活動推進連絡会設置要綱(平成19年12月1日19千区文発第385号)は、廃止する。

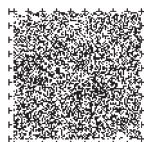
附 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。



3 計画の策定経過

日程	内容等
令和5年(2023年)	
11月	令和5年度千代田区子ども読書調査実施 (対象者：区立小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)の児童・生徒)
令和6年(2024年)	
1月25日	第1回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 会長・副会長選出 議題2 第3次千代田区子ども読書活動推進計画の進捗状況と課題について 議題3 計画改定に向けた調査等について
3月21日	第2回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 子ども読書活動推進会議におけるご意見・ご質問への回答 議題2 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の基本的な考え方(案)について
5月24日	第3回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 第2回子ども読書活動推進会議におけるご意見・ご質問への回答 議題2 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の基本的な考え方(案)について 議題3 第4次千代田区子ども読書活動推進計画策定に関する追加アンケート調査実施について
6月～7月	千代田区子ども読書活動推進計画の改定に向けたWEBアンケート調査実施 (対象者：中等教育学校(後期課程)の生徒、区立小学校児童の保護者)
9月18日	第4回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の改定に向けた追加アンケート調査の結果について 議題2 第4次千代田区子ども読書活動推進計画のたたき台について 議題3 第4次千代田区子ども読書活動推進計画における具体的な取組みについて(意見聴取)
11月29日	第5回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 第4次千代田区子ども読書活動推進計画の素案について 議題2 今後の進め方について
令和7年(2025年)	
1月20日～ 2月7日	第4次千代田区子ども読書活動推進計画(素案)に対する意見公募 (パブリックコメント)実施
2月25日	第6回千代田区子ども読書活動推進会議 議題1 第4次千代田区子ども読書活動推進計画(素案)に対するパブリックコメントについて 議題2 第4次千代田区子ども読書活動推進計画(案)について
3月	第4次千代田区子ども読書活動推進計画策定



4 第3次千代田区子ども読書活動推進計画 進捗状況調査票

A:実施できた

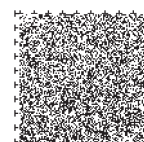
B:ある程度実施できた

C:ほとんど実施できなかった

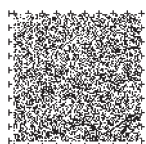
D:実施していない

1 子どもの成長過程に応じた取組み (★:新規事業、●:拡充事業)

項目	評価	実施状況	課題
(1) 乳幼児期の読書活動			
1-1	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
1-2	B	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施 ◇令和2年度以降は、図書館の利用指導ができなかった	-
1-3	B	◇感染症の影響を受けて、実施回数・参加人数共に落ち込んだ。現在は回復傾向にある	著作権法上の問題があり、対面以外での実施が難しく、感染症等の影響を受けやすい事業。今後、どのように取り組んでいくかが課題。
1-4	A	◇計画どおり実施	-
1-5	B	◇子育て・教育関連施設での講座は、感染症対策を行いながら可能な限り実施 ◇日比谷図書文化館では、感染症の影響があり開始が遅れ、令和4年度からの実施となった	保護者・教職員への意識啓発における、日比谷図書文化館の活動の活性化が課題。
1-6	A	◇計画どおり実施	-
1-7	A	◇計画どおり実施 ◇令和3年度以降は学校図書館からも提供資料を募った	四番町図書館が仮施設へ移転するときに出たりサイクル資料を主だって提供していたため、年々提供できる資料が少なくなっている。
(2) 小学生の読書活動			
2-1	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
2-2	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
2-3	A	◇感染症対策を行いながら、可能な限り実施	-
2-4	A	◇計画どおり実施	-
2-5	A	◇計画どおり実施	-



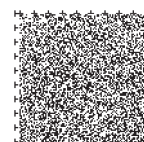
2-6	保護者・教職員向けの支援 【講座・講演会・学校図書館運営支援】	B	◇感染症の影響により、一部講座等を中止 ◇特に小学校で行われていた保護者等ボランティア向けの講座については一度も実施できない年があった	小学校からの依頼を受けて図書館の司書が実施する形をとっているが、図書館側からも積極的に働きかけていく必要がある。
2-7	学校図書館連絡会	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
2-8	団体貸出	A	◇計画どおりに実施	-
2-9	イベントを通じた読書活動 【イベント・ワークショップ等の開催】	A	◇計画どおりに実施 ◇令和4年度からは読書振興センターのほか、四番町図書館でもワークショップを開催	-
2-10	★リサイクル本の利用促進 【小学生の読書推進に関わる施設へのリサイクル本の提供】	B	◇計画どおりに実施（主に児童館に提供） ◇参加施設数の実績が伸び悩む	四番町図書館が仮施設へ移転するときに出た資料を主だって提供していたため、年々提供できる資料が少なくなっている。
(3) 中学生の読書活動				
3-1	学校支援 【司書による授業支援・図書館利用オリエンテーション・情報リテラシーの育成・読書相談】	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
3-2	学校ごとの取組み 【ビブリオバトル・図書委員会イベント】	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
3-3	図書館体験 【四番町図書館での職場体験受入れ】	A	◇感染症対策を行いながら、可能な限り実施	-
3-4	ちよだジュニア文学賞	A	◇計画どおりに実施	-
3-5	おすすめの図書資料の紹介	A	◇計画どおりに実施	-
3-6	イベントを通じた読書活動 【イベント・ワークショップ等の開催】	A	◇感染症対策のため、公開が中止となった各校文化祭での展示を千代田図書館にて実施 ◇日比谷図書文化館では、感染症の影響があり開始が遅れ、令和4年度からの実施となった	日比谷図書文化館において、中学生の利用が増えている今、改めて日比谷図書文化館の役割を整理する必要がある。
3-7	★中学生専用席、中学生専用学習ルームの活用 【千代田図書館において、学習スペースを提供、中学生向け図書展示】	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
3-8	学校図書館連絡会	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
3-9	団体貸出	A	◇計画どおりに実施	-



3-10	★リサイクル本の利用促進 【中高生の読書推進に関わる施設へのリサイクル本の提供】	C	◇令和4年度よりリサイクル本を提供開始 ◇四番町図書館の仮施設移転に伴い発生したリサイクル本の対象年齢が低めであったため、中高生向けの資料提供が遅れた	提供資料の確保と、提供先施設（中高生が集まる施設）へのアプローチが課題。
(4) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動				
4-1	●学校での取組み 【多様なニーズに応じた選書等】	A	◇計画どおり実施	-
4-2	読書活動への支援 【区立図書館における読書支援サービス、バリアフリー図書・外国語図書等の充実】	A	◇各館において支援サービスを提供するとともに、資料の充実を図った（千代田Web図書館の児童向けコンテンツ数は、感染症の拡大によるニーズ増加に対応し、3倍以上に）	読書支援サービスの利用実績は多くはない。当事者のニーズに合った情報提供を行う必要がある。 学校に導入された電子書籍サービスを考慮した選書も必要か。
4-3	●関係団体との協力・連携	B	◇音訳ボランティア等との連携体制を維持していたが、利用は伸びず	区立図書館における読書支援サービスについて周知の方法を検討する必要がある。
4-4	団体貸出	C	◇福祉団体向けの団体貸出の体制は以前より整っていたが、実績振るわず。令和4年度に初めて申込みあり	区立図書館における読書支援サービスについて周知の方法を検討する必要がある。
4-5	★情報の提供・発信 【特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者向けの情報発信】	B	◇令和4年度より千代田区障害者よろず相談MOFCAと連携し、推薦本の紹介を発信	保護者がどのような情報を求めているのかを把握し、より幅広い情報提供を行っていく必要がある。
(5) 私立学校との連携				
5-1	●私立学校への情報の提供・発信 【私立校・保育園へのメルマガ配信】	A	◇計画どおり実施	-
5-2	私立学校との協力・連携 【児童・生徒の活動機会の提供】	A	◇出張の読み聞かせ講座や図書館体験、連携展示企画を実施した	-

2 読書環境の整備・充実

項目	評価	実施状況	課題	
(6) 学校図書館の整備・充実				
6-1	●図書資料の充実に向けた取組み 【1～8類の充実・新聞配備の充実】	A	◇計画どおり実施	-
6-2	読書環境の整備 【図書展示・レイアウト・掲示】	A	◇計画どおり実施	-
6-3	蔵書管理システムの活用 【蔵書点検・教育活動に必要な蔵書の充実】	A	◇計画どおり実施	-
6-4	★授業での学校図書館活用の促進	A	◇計画どおり実施	-



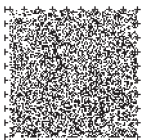
(7) 区立図書館の充実				
7-1	図書資料の充実 【各区立図書館の蔵書の充実・Web図書館コンテンツの充実】	A	◇計画どおり実施	-
7-2	子どもの読書活動支援 【司書によるアドバイス・サポート】	A	◇計画どおり実施	-

3 広報・啓発

項目	評価	実施状況	課題	
(8) 広報・啓発活動				
8-1	子ども読書調査	A	◇計画どおり実施	小学生・中学生ともに不読率が上昇している。
8-2	イベント・セミナーなどの開催	A	◇感染症対策を行いながら、おおむね計画どおりに実施	-
8-3	●読書活動に関する情報発信	A	◇計画どおり実施	-
8-4	ちよだ文学賞	A	◇計画どおり実施	-

4 人材育成・支援

項目	評価	実施状況	課題	
(9) 子どもの読書活動に関わる人材の育成と活動支援				
9-1	読書活動に携わる人材の育成 【イベント・セミナー等の実施】	B	◇感染症の影響もあり、ボランティアや保護者向けの講座・勉強会の実施回数が少なくなった	対面以外の形式での講座等の実施を検討する。保護者・教職員・ボランティア等のニーズを把握することも必要ではないか。
9-2	子どもを取り巻く大人への支援 【保護者・教職員向け講座、読書相談、教職員向け支援】	B	◇感染症の影響もあり、保護者向けの講座実施回数が少なくなった ◇教職員向けの支援は計画どおり実施	対面以外の形式での講座等の実施を検討する。保護者・教職員・ボランティア等のニーズを把握することも必要ではないか。
9-3	★ボランティア活動の支援	C	◇感染症の影響を受け、四番町図書館におけるボランティアの活動が困難に ◇ボランティア支援事業（講座・勉強会等）も大幅に減少	区内の読書振興に関わっているボランティア団体に、区立図書館が支援できること、求められている役割は何かを整理する必要がある。また、区立図書館におけるボランティアの活用についても検討が必要。
9-4	専門的人材の配置 【子育て・教育関連施設への司書の派遣】	A	◇計画どおり実施	-



5 千代田区子どもの読書に関するアンケート調査の概要

(1) 調査概要

千代田区の児童・生徒および保護者の読書活動の実態を把握するために、千代田区立の小学校、中学校、九段中等教育学校の協力のもと、読書アンケート調査を実施しました。

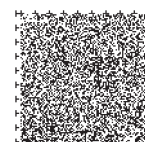
(2) 調査対象及び調査方法等

調査対象	①千代田区立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）の児童・生徒 ②中等教育学校（後期課程）の生徒、千代田区立小学校児童の保護者
抽出方法	①全校各学年1クラス ②WEB調査ページ二次元コード掲載チラシを学校にて配布
調査方法	①小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）における配布・回収 ②WEB調査
調査時期	①令和5年11月1日～令和5年11月22日 ②後期課程生徒：令和6年6月21日～令和6年7月19日 小学生保護者：令和6年6月20日～令和6年7月19日

(3) 回収結果

	配布数（票）	有効回収数（票）	回収率
小学生	1,390	1,265	91.0%
中学生	312	282	90.4%
後期課程生徒	441	120	27.2%
小学生保護者	3,275	590	18.0%

※アンケートの調査結果などの詳細については、区ホームページの「千代田区子ども読書調査」「千代田区子ども読書活動推進会議」から確認することができます。



6 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

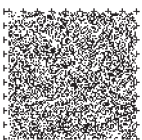
第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

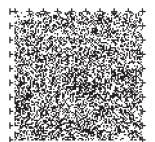
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

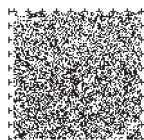
この法律は、公布の日から施行する。



○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日法律第49号)

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

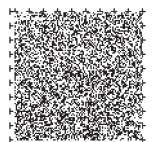
(基本理念)

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。



(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

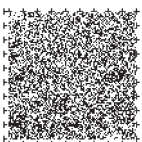
5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



- 3 地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

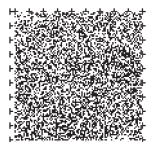
(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法(昭和45年・法律第48号)第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。



2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第18条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

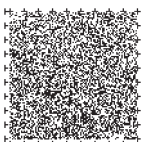
第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。



(人材の育成等)

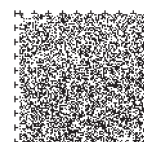
第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



(目的)

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

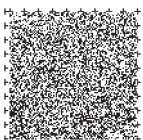
3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

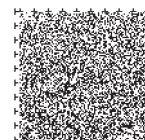
(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。



(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

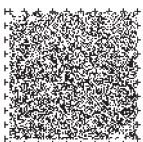
3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



**第4次千代田区子ども読書活動推進計画
令和7年3月**

編集・発行：千代田区 地域振興部 文化振興課

千代田区 教育委員会事務局 子ども部 指導課

所在地　　：〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号　：03-5211-3629

本計画書の著作権はすべて千代田区に帰属するものとし、千代田区の承認を得ずに加工を行うことはできません。

